

上は潦水満溢れ、街道川をなし、兩畔軒下へ流れ入る、室町通四條下る所にて松田牧安を旅宿に訪ふ、こゝにて巨細を問、虚實を質す事を得たり、牧安が語る所左の如し、
 二日大震の後、今日に至る迄、連日時々刻々震動不止、先年越後地大震の時も、二十日餘震動不止、考るに雀亂病の跡腹痛み、大火の後餘炎急におさまらざる如く、全くは大震の餘勢未收なるべしと云、

二日夜より三日、四日夜までは、洛中一同露宿、五日に至りて半は宇下に居、半は路上に居る、六日に至りては室に入、されども夜中も門戸をこきこす、すはといはど馳出さんご用意す、其後は日夜の震動にて安堵の思ひなしといへども、諸工人は其仕事をつとめ、商賈は買賣をする事、常にかわらず、

洛中安堵ならずとて、家をすて退散せんとい、町御奉行より號令有しなご云ふ事は、更になし、但妄言禁止の趣は、嚴重號令有しのみと云、

禁裏、仙洞、暫時御遷座あらせられしやう民間にて風説すといへども、定かならず、諸司代は、三日が間警衛、其後參内もなし、
 御築地悉く倒れ、帳幕など張廻したりと云は、誇誕甚し、

仙洞御所御築地くづれざる所まで、當分紫幕にてかこひたりといへども、拾數間所、纒の間の事成と云、

二條御城の大破は、人口風説の如く見て知るべしと云、神社佛閣多く破壊すといへども、是亦大坂にての風説十分の一にもあらず、清水の舞臺潰れ、八坂の塔真中より覆り、大佛の石垣刻返り耳塚に當り、五輪の塔盡く碎たりなど云ふは、誇誕甚し、

町家も裏屋小路などは潰たるも、傾きたるも多く有ども、表通大道は、見る所の如く格別の損家もなし、但土藏は盡く破損、全きは實に萬の一と云べし、壓死怪我人は數多有と見へて、往々聞及ぶと云、變異に乗じ、盜賊騒ぎ、所々放火も有之、因て町々夜中は燈を張り、夜番甚嚴重、七八人あて、半時廻りに、木柵金鼓をうちたて、錫杖鳴子板を振鳴し廻るよし、二日大震の狀、是を以量り知るべしとて、くじけをこねたる障子を見ず、之を見るに張れる紙、格子毎に一間と全きはなく、盡く七裂八割に破れ、骨もゆるみくじけたり、

震動は、南北へゆり、總體西北の方強しと云、愛宕、叡山、鳴動すといふ事は、京師にて其説なし、極めて虚談なり、若狹、丹波の事は、京人も往々風説す、是又大坂人の愛宕、叡山、鳴動すといふことくなるべし、松田氏に而話時を移す内、午後迅

雷暴雨、夫より同じ通り出水上る所に、醫學館畑氏の熟生池内玄一を訪ふて、熱長郷文彌に面會す、此生、今度の變異日日筆記したりと見へて、其語る所甚詳なり、因て其録する所を乞求て左に記す、

七月二日申半刻前、餘程の震動、未止中に大地震、門外より見渡す處、波浪風を帯が如く、飛鳥も悉く墜ち、日色溟溟霧を帯が如く、凡門櫓屋塀等、或は傾き、或は頽れ、宅内の屏障類は、倒者、碎者、離者、曲横ふ動者、家々盡然り、棚上之陶器類は或は重り、或は打合、偶不落者も全きは少し、其墜る者は又此を以思ふべし、尤倉庫類は直倒有り、横傾有り、庇有る倉は盡く頽れ、壁は龜拆、又は十文字に破、完存は實に萬中の一とも云べし、總て瓦は或は重り、或は碎け、飛で人の頭上に當るもの有り、築地等倒る時は、壁土にて満面如煙、咽不得近、

宮殿階廊の破損も夥しといへども、野人の知らざる事故、暫くおく、外二條城などは、別而大破、人々見る所の如し、寺社等の石燈籠、是亦不倒は百中の一にも足らず、此日夜に入て又々大震有るべしと、土御門家より申出し、人々魂を消し、且又時々震動不止、天明より凡七十餘度、諸人宅中に居る事能はず、裏庭等無之家は、市中へ出、疊を敷、蚊帳を釣り杯

し、就中、病人などは戸板にのせ、廣街へ出るも有り、町の中に産をする婦人も有り、實に近古未會聞の事、豊太閤の伏見より駈付られし地震も、此には過じと思ひやらる、其細事に至而は、忽々に記すべきにあらず、

此日より三日三夜、人々皆市中に露宿す、
 三日、地震尙時々不止、翌天明まで凡五十度を震動す、今夕方、四條邊まで人を訪行しに、町之中處によりては通れざるもあり、蚊帳床榻の夥しき、稀有の變事也、又鴨河原は七條より丸太町邊まで、人々鳥合、星羅提燈の影、又目ざましき事なり、

四日、朝日未出、東方雲黃赤色、瞬時卵色に變じ、其色口説すべからず、人々皆膽を冷し、如何あらんと案じ居る處、此日も別にかはる事なく、震動又三四十度、
 五日、午時輕雷、西北過雨、地震少し緩し、向夕又輕震、
 六日、震動自若、凡三十度許、
 七日、震動不止、依例賀七夕者、僅に數人のみ、頃日、市中訛言往々不斷、官禁之最嚴、
 八日、晝震動如昨夜、四更又頗大震、人々又市中に出、須臾東方已白、
 九日、震動二十度許、此夜十二坊邊失火す、人多不知、初更較

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

馬口失火、人々大に騒動、暫時にして滅、四更新町中立賣上失火、頗似大、人々又大に騒、且祭關に近きに因て、上下群集、暫時に火滅じたり、此夜凡失火四度許云、

十日、震動二十度許、

十一日、同上、夜初更雨、三更後又震、

十二日、雨、震動自若、未時雨休、此不多震、(日脱カ)

十三日、曉更北野邊失火、震動如前、

十四日、震動頗緩、

十五日、時々雨、震動二十度許、

十六日、午後雨、申時又頗大震、此日東山大字不燒、

十七日、雨、午時略急、震動十餘度、

十八日、雨、時々甚急、溝渠水溢、震動十度許、

右大略記之、猶細事に至りては遺漏多し、後日詳に記さん

とす、

巳上柳文彌の目録、

此夜、三條中島に止宿す、三更までに震動數度、耳を聳だて或は地に附て其響を熟聽するに、或は土山の崩るが如く、或は車輪の轉する如く、屋宇障屏のゆり動くは、雷霆の霹靂に響き應ずるがごとし、

十九日、雨猶不止、破壊の狀親く見聞せんとして雨を冒して出

づ、此日見聞する所、鳳關の内、上の御所御築地の瓦、少々碎け墜たるのみ、

仙洞御所、東南隅の御築地、凡廿間餘倒れ、板圍したり、女院御所、あき地東南隈の御築地倒れ、幕にて假圍ひしたり、

御築地傾れ倒れたる所、總様帳幕等張廻したるなど云は、全く虚誕なること現然たり、建春門脇日門代の内、御普請所有りと見へて、土など持運ぶ有り、日門代より見通しの所に、白布に菊桐の御章付たる幕張たる遙に見ゆ、平門の内にも同じく見ゆ、

仙洞御所御築地、物見窓の様なる處にも、白布に菊から草御章付たる幕張たる有り、

伏見宮、有栖川宮、閑院宮、御門前等の塀、少しくひびり割たり、伏見宮御門前之塀は頗甚し、倒たるも數間有り、

九條殿、應司殿、二條殿、外塀大破、公家方御館多く破壊、勝て録し難し、石薬師門脇塀傾れ、御門も餘程損ず、二條御城大破、人口の如し、四面完く存せる所なし、石垣崩れ、塀倒れ、多門櫓迄損じ、塀際も窪み陥りたる所有り、

御城外屋敷は、盡く塀倒れ、門、玄關潰れたるもあり、諸司代御屋敷表通りはさまでなし、裏通破壊甚し、諸司代附組屋敷

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

外圍、千本通の方盡く倒れ、板圍したり、千本屋敷はさしたる障り無しと見ゆ、六波羅屋敷同上、東西御奉行屋敷同上、相國寺境内塀など、大分破壊、本國寺同上、西本願寺外塀少少損じ、東寺はさせる障り無き由、塔も依然たり、東本願寺は、西よりは障り少しと見ゆ、釈迦屋敷は餘程破壊の様子にて、外塀も盡く倒れたり、大佛宮外塀大破、外門兩脇石垣崩れ、耳塚五輪上の石一ツ墜たり、鐘樓障りなし、三十三間堂も障りなし、日巳に暮、東福寺、泉涌寺などは見廻る事能はず、こゝにての大佛前其様子を尋ね問ふに、さしたる障りなしと云、大谷餘程破壊之由、夜に入門内へ入事を得ず、門前石橋渡り難き程に破壊、安井門跡外塀餘程倒れたり、清水は堂塔障りなし、舞臺同上、瀧口は缺崩れたる由、是又夜に入て見る事を得ず、奥の院へ渡る廊架つぶれたり、是は昨日雨中につぶれたりと云、清水坂下の寺、寺號不知、門覆り、本堂つぶれたり、昨今歴観する所の寺閣、破壊も多しといへども、加程甚しきはなし、八坂塔障りなし、祇園同上、

右今日見聞する所、

此日午前より雨休といへども、天猶陰り、震動毎度、中にも初更の頃、頗大震、道路歩行するに足にも腹にもこたゆる程にて、人皆狼狽、兩畔家之内よりは驚き、街道へ馳出す、五更

の頃まで數輕震、

廿日、辰時後震、屋柱障屏ふるひ動く、昨日見殘したる東山邊を見聞せんとして、三條白川橋まで行に、地震にて損じたる上、十八日の暴雨にて、俄に出水に石橋頗る損じ、渡りがたき程なり、流死人も有し由、此邊荒屋敷軒潰れ、或は傾きたるもあり、白川口より東山の方は、道路大に荒、通行成難き様子ゆゑ、橋邊の露店に休ひて、知恩院を初として、山邊の諸寺閣、吉田、下賀茂までの様子を尋ね問けるに、何れも少しは障り有ども、大佛などを見て推て知るべし、且山上に至るは却て當り緩きよし云ける儘、こゝをおきて北山のかたを見むとて、先上賀茂より大徳寺、金開寺、平野、北野、御室など廻らんとて、鞍馬口をさして行、寺町通りの寺院、頗る多し、且昨日何ともなき仙洞御所外の巨圍廿間餘も倒れたり、人に攀ければ、十八日の雨にて、ついでたる見へて、昨日の夕がた、かく倒れたりと云、茶店に休ひ、是れより往先の様子を問ひければ、是も又路次大に荒、歩行甚難し、上賀茂は強くも當らず、社家は二分破壊すといへども、

洛中に比すれば稍輕しと云、因てこゝより引返し、先北野へ詣んと今出川通りを行、道にて震動雷鳴しきりに至り、人皆膽を冷し、此上如何成事やらんと恐れわなうばかり也、北野は聖廟拜殿等、聊障なし、境内塀など少々倒れ、鳥井は人の言ふ程にはあらねど、石の合せ口、下より見て二三寸もひ

らき、石燈籠等は過半倒れたり、北野前に休みて、御室、平野、金閣寺等の様子問ければ、大概北野同様と云、夫より南をさして、壬生野邊に舊の菴を訪ひ、遂に北東となくめに三條通へ出づ、すべて經過する洛中、往々破屋塚家有といへども、人口風説の十分一にもあらず、然と雖も細かに看れば、何處としてこぼてそこねざるはあらず、實に稀有の變異と謂べし、唯是世上の人、奇に驚き異を喜む習にて、事を誇誕に云なし、其實を失ふ事多かゆゑに、つとめてこれを抑へ、親しく見聞する所のみ、いさゝか文飾なく實狀を記す、餘は推して知るべし、歴死等檢便を請る者百四十六人、怪我千七百餘人、是は津にて、曾根源治郎たしかなる方か聞及しよしける成り、

日は暮なんどすれば、急ぎ大津へ道を取、志賀趣、山中越、(七脱カ)しが谷、狼谷など、皆路次大に荒、通行ならず、本海道も往々荒たる所多し、此夜大津へ止宿、

廿一日、大津今堀にて曾根源治郎莊宅を訪ふ、曾根氏にて當所地震の狀、巨細尋ね問ひ、宅内破損の様子も委細見聞するに、京都に比すればやゝ緩し、されども三日の夜は、市中過半街路に露次すと云、大震後連日震動は京師の如し、御藏、御代官屋敷、餘程破損、新建の長屋は別在、本屋敷の外、内に住がたき別在、市中に假宅す、加州藏、餘程破損、市中も八町

通はさまで無之、今堀の方強く當り、潰家も有り、總體湖水際、當り強し、

死失一人、怪我二人、

三井寺、堂塔障なし、觀音堂下の崖壁、少し崩れたり、坂本邊に至るは聊なきよし、今度の震、京、伏見、大津強く、其他は餘勢波及すと見へたり、十八日の雨にて、山間の堤四十餘ヶ所一時にきれ、急に出水、家々床の上へ水上る所も有り、流家も三軒ありと云、此夜、曾根氏に止宿、晝夜震動數度、廿二日、大津を起ち、伏水へ趣く、此道も十八日の雨にて出水、二日往還留る、醍醐三寶院門跡、外堀倒れ大分破損、勸修寺宮破損、右に准すと聞、六地藏土橋、出水にて落、舟渡じ、宇治橋往來留る、宇治橋流れ、伏水豊後橋にかゝり、橋杭大に損じ、殆落る程なり、十八日の出水、伏水は殊に甚しく、近來の洪水、舟下の地は、床の上三尺四五寸も水上りたる所有と云、

右經過して見聞する所のみを筆記す、(洩カ)掛瀧尤多し、且務めて妄誕を抑へ止め、繁を去り簡に就き、華を捨て實を取る、故に其事狀、此筆記よりやゝ大なりと知るべし、

○前記セシ市尹ノ京狀ヲ探ラシメシ者モ、御城ノコトハ其文ヲ略ス、蓋シ憚リ恐ル、也、然ルニ頃ロ或人ニ一本ヲ得タ

リ、詳ナリトス、是レ大坂御目附ノ呈書ノ寫ナリ、何レヨリカ傳ヘタル、○五五二頁大坂御目付木下左兵衛米井ニ、破損箇所附細字に記、三間程も御座候トナルハ、蓋シ是ナルベシ

以別紙申上候、去る二日、京都致地震、二條御城内破損箇所、京在番大番頭新庄主殿頭、同内藤豐後守方申上候由、大坂在番大番頭堀近江守、同加納備中守方私共江も、左之通申候、

- 一 四方外側太鼓御塀、其外所々倒損懸候内、此外側北御門西之方御塀石垣共、御堀北崩込、西外側西御門南北御塀倒、御堀江木道具落込、石垣之内所々孕出、四方御土居武者之内、所々地形崩損申候、
- 一 北御門屋根下廻共所々損、二階御櫓、東西庇落損、御門臺石垣西之方崩懸危相成、脇塀、石垣共、損じ申候、
- 一 北御門番所廻附物共、屋根下廻所々損、廻高塀所々損、西之方は、塀倒損じ申候、
- 一 北二之御門、傾損申候、
- 一 東番頭小屋玄關廻潰、小書院床之間壁落損、臺所廻大損、其外屋根下廻共、所々損じ申候、
- 一 同長屋向、與力、同心小屋共處々損、并高塀竹垣共之内、倒れ損申候、
- 一 東御番衆小屋四十九軒之内、三番小屋上之間潰損、下陣大

破、十三番、廿七番小屋共中之間潰損、其外小屋々々屋根下廻共大破、同構高塀竹垣共、所々倒損申候、

- 一 二九入口御門屋根損、同内與力番所附物等損申候、
- 一 同大御番所屋根下廻共損、同廻高塀傾、壁落損じ申候、
- 一 鳴子御門傾、屋根下廻共損申候、
- 一 御廊下橋番所、廻屋根下廻共損申候、
- 一 御本丸出丸御門、屋根下廻共損申候、
- 一 南御門傾損、御門臺地形、割損申候、
- 一 御本丸御堀外側石垣之内崩損じ、所々孕出、并木柵損、同御堀端通り、總體地形崩損、并沉石埋相成申候、
- 一 北中仕切御門損、兩脇太鼓御塀之内倒損、石垣雁規共之内、崩損申候、
- 一 西番頭小屋本家向、家根下廻共所々損、雪隠二ヶ所、壞損申候、
- 一 同長屋向、屋根下廻共所々損、同構仕切々々共、高塀竹垣共之内倒損、并井戸屋形共之内損申候、
- 一 西御番衆小屋四十九軒之内、廿番、廿七番小屋共、不殘潰損じ、十九番小屋下陣潰、上之間天井落損、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、廿一番、廿八番、廿九番、三十五番、三十六番、四十九番小屋共、下

- 一 陣潰損、上之間大破、其外小屋々々屋根下廻共大破、同構高塀竹垣共、所々損中候、
- 一 南中仕切御門大破、兩脇御塀之内倒損、并石垣石雁規共之内、崩損孕出申候、
- 一 稻荷曲輪與力小屋五軒之内、一棟潰損、其外總體倒懸り、并同心小屋、不殘潰損、廻竹垣共之内倒損、高塀之内損中候、
- 一 西御門外御橋高欄廻、其外所々損中候、
- 一 御破損小屋、廻總體損じ、湯沸小屋潰損、高塀之内倒損じ申候、
- 一 御本丸御天守臺廻り御塀、并石垣、損中候、
- 一 同所并戸屋形、并非筒、損中候、
- 一 同所高麗御門倒懸り、左右御塀、石垣、損中候、
- 一 二九御金藏御屋根大破、其外壁損、廻叩土葛石、木柵、總體損中候、
- 一 御臺所御家根瓦總體、壁、板羽目、竈、損中候、
- 一 御臺所方八番御米藏江續御塀、倒懸、大破相成申候、
- 一 八番御米藏、竹垣損中候、
- 一 御金藏東南西折廻御塀、倒損中候、
- 一 元御車屋廻御塀、損中候、
- 一 御米藏方御唐門江續御築地所々崩、總體大損相成申候、

- 一 御唐門貫拔折、御屋根瓦、懸戸外竹垣、損中候、
- 一 同所埋御門江續御築地、崩損中候、
- 一 御車家南北壁落、御屋根瓦、其外總體壁落、并叩土葛石、左右竹垣、損中候、
- 一 埋御門方西南御門江折廻御塀、所々倒損中候、
- 一 南御門方溜御藏江續き、并切戸口共、倒損中候、
- 一 溜御藏總體傾、御二階危、并南東手竹垣、倒損中候、
- 一 鳴子御米藏前竹垣、損中候、
- 一 同所御米藏北之手御塀、并切手口、倒損中候、
- 一 同所方二九御門江續御塀、并御黒門、倒損中候、
- 一 御納戸藏傾、總體御屋根瓦壁落損、附庇之内、崩損中候、
- 一 御玄關遠侍殿上之間、御式臺之間、同裏之間、大廣間、同所西溜之間、蘇鐵之間、御黒書院御座之内東溜、御雪隠、總體傾、御屋根瓦、御天井亂間、羽目、御張附、雨戸、壁、損じ申候、
- 一 御太鼓櫓、總體大傾相成申候、
- 一 同所定番盤臺、落損中候、
- 一 同所四方壁、板羽目、損中候、
- 一 東御門櫓、北御錠口白土、落損中候、
- 一 同所御腋之門通金物、弛申候、

- 一 同所屋根瓦落損、南登り塀大破、并北登り塀瓦、落損中候、
- 一 御番所出口切戸、屋根、大破仕候、
- 一 西御築地南之方角廻、大破仕候、
- 一 中仕切御門續高塀、北南共大破仕候、
- 一 御番所裏高塀、大破仕候、
- 一 同所雪隠、大破仕候、
- 一 西冠木御門、總體屋根大破仕候、并續袖塀、大破仕候、
- 一 外側高塀、北之方打倒、并南之臺、總體大破仕候、
- 一 奥御門總體、并東袖壁、打倒中候、
- 一 御門櫓臺、東西石垣、崩中候、
- 一 奥御番所、裏廻り壁落、并屋根廻、破損仕候、
- 一 同所雪隠、東之方壁落倒懸り、并西之雪隠、共破損仕候、
- 一 同所東之方出口高塀瓦落、并倒中候、
- 一 樹形番所、總體破倒中候、
- 一 二九御臺所前御藏、一番、戸前倒懸、二番、棟落込、前通り軒波形大瓦腰板、三番、戸前庇倒、壁大破、腰板とも、四番、屋根瓦所々落、五番、戸前庇倒、其外瓦所々、六番、戸前庇倒、北之方軒壁所々、八番、壁總體、戸前庇倒懸、腰板共、并米見所、總體大破仕候、
- 一 鳴子御門内御藏、九番、前通北江廻壁、并下地共落大破、裏

- 通り腰板とも、十番、前通り壁處々、十二番、戸前庇倒、壁所々土落、十二番、戸前庇倒懸申候、
- 一 高麗橋前御藏、十四番、戸前より北之方迄、軒方棟迄拔落、裏通屋根瓦は土居蒼落、同壁下地共落、十五番、裏通り壁下地共落大破、并米見所東之方壁落、南流屋根、拔落申候、
- 一 御天守臺下御藏、十六番、戸前庇倒懸、裏通軒方棟迄落懸、十七番、前通屋根瓦落、戸前開、南方壁落申候、
- 一 東御門臺渡御櫓、柱曲西江傾、石垣共、所々損孕出、總體壁破、御道具難差置御座候、
- 一 坤御櫓、北之方戸前明不申候、
- 一 同所壁落懸、大破相成申候、
- 一 同所南之方御窓戸下壁、大破仕候、
- 一 巽御櫓、壁不殘響破、白土落、別而北御門前左右、并北東角は不殘土落、裏板許に相成申候、
- 一 御稲硝藏、總體崩損中候、
- 一 足駄御藏三ヶ所共、屋根瓦總體落損、其外内廻り總體損中候、
- 一 數手桶不殘、并雨覆大破仕候、
- 右不通、去二日地震に而致破損、此上損相増可申哉難計奉存候、尤難捨置御塀所は、追々手當申付、松平伯耆守殿五も申

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

遠候山、新庄主殿頭、内藤豊後守、并兩組中、次之間、次與力、同心下々に至迄、怪我無御座候旨申越候段、堀近江守、加納備中守方、以紙面私共方江も申聞候、依之此段申上候、以上、

七月十六日

同 大坂御目付 木下左兵衛 間部主殿頭

○今茲八月、檀宇ノ書通ニ、拙家京師ノ邸宅留守居ヨリ來書ノトキ、彼地震震ノコトヲ筆記セシ者トテ示ス、見ラレヨト、見ルニ、去寅年七月三日、始テ大震セシヨリ、今歲卯正月迄ノ記ナリ、委シトス、下ニ移寫セリ、

七月二日晝七ツ時方大地震始而、凡數左之通相記申候、

三日、晝夜かけドロ／＼共、

廿度程、

四日、同斷、

廿度程、

五日、同斷、

廿度程、

六日、同斷、

廿度程、

七日、朝方大きなるの三度、跡は小、十二度程、

八日、

十三度程、

九日、

十三度程、折筋はびくつき申候、

十日、

十三度、

十一日、

十三度、

十二日、

十三度、

十三日、十三度、
十四日、十二度、
十五日、十三度、
十六日、十一度、
十七日、十二度、
十八日、十一度、
十九日、晝小三度、夜入大一度、(大一度、小三度、)
廿日、朝大一度、夜九ツ時大一度、(大二度、)
廿一日、晝夜かけて、五度、
廿二日、小六度、
廿三日、おだやか、小六度、
廿四日、夜中大一度、小四度、(大一度、小四度、)
廿五日、中なるの二度、小三度、(中二度、小三度、)
廿六日、中小晝夜共、六度、
廿七日、同斷、六度、
廿八日、晝四度、夜に入大二度、(大二度、小九度、)
夜入ッ時雷なる、小五六度、
廿九日、小七度、
八月朔日、大きおだやか、小三度、
二日、小三度、
此頃には土藏直し出来候有る家も有、家のゆがみは妙に直すなり。

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

三日、小三度、
四日、小三度、
五日、中一度、
六日、小中九度、大二度、
七日、中二度、小二度、
八日、中一度、
九日、小二度、
十日、小三度、
十一日、小一度、大二度、ドロ／＼四度、(大二度、小三度、)
十二日、大小六度、
十三日、同六度、
十四日、大一度、
十五日、小四度、
十六日、小四度、
十七日、小四度、
十八日、夜に入、大二度、
十九日、大一度、
廿日、朝六ツ時、大一度、
廿一日、小二度、中一度、
先頃か道々は大工、左官、手間方、一日朝出にて二人前なり、賊に職方大いそがしく相成申候。

天保元年

廿二日、小三度、
廿三日、小三度、夜入ッ時大一度、(大一度、小三度、)
廿四日、小中晝夜江かけ、九度、(中小九度、)
廿五日、小三度、
廿六日、小三度、
廿七日、小四度、
廿八日、小四度、
廿九日、小三度、
晦日、小三度、夜七ツ過、大一度、(大一度、小三度、)
九月朔日、小三度、夜四ツ前、大一度、(大一度、小三度、)
二日、中一度、
三日、小三度、
四日、中二度、小一度、
五日、中二度、
六日、小一度、
七日、小二度、夜に大一度、(大一度、小二度、)
八日、小二度、夜に中二度、(中二度、小二度、)
九日、小二度、
十日、小三度、
此頃には土藏直し出来候有る家も有、家のゆがみは妙に直すなり。

五七九

十一月、小三度、夜に中二度、 十二日、 十三日、小三度、夜に中二度、 十四日、小二度、夜に大一度、 十五日、誠に静か、 十六日、 十七日、中一度、夜に大一度、 十八日、小四度、夜に大二度、 十九日、 廿日、 廿一日、小三度、夜に中一度、 廿二日、 廿三日、 廿四日、 廿五日、夜に入、 廿六日、朝大二度、小四度、 <small>此頃無之、大あり也</small> 、 廿七日、 廿八日、朝小五度、夜中二度、 廿九日、朝大一度、小三度、 七月二日から九月廿九日迄、八十八日になる、地震數、常	(中二度、小三度、) 小三度、 (中二度、小三度、) (大一度、小二度、) 小一度、 小一度、 (大一度、中一度、) (大二度、小四度、) 中一度、小三度、 小一度、 (中一度、小三度、) 小二度、 小一度、 大二度、 (中二度、小五度、) (大一度、小三度、) <small>(原書、缺タリ)</small>	月廿九日迄に、凡五百十七度、 十月朔日、朝夜、 二日、 三日、 四日、 五日、夜中共中一度、小二度、 六日、 七日、 八日、 九日、夜、 十日、 十一日、 十二日、 十三日、 十四日、 十五日、 十六日、 十七日、 十八日、 十九日、	小五度、 小五度、 小一度、 小二度、 (中一度、小二度、) 小二度、 休、 小一度、 一度、 小二度、 小二度、 小二度、 小三度、 小三度、 小二度、 中二度、 小三度、 小三度、
---	---	--	---

廿日、 廿一日、 廿二日、 廿三日、 廿四日、 廿五日、 廿六日、 廿七日、 廿八日、 廿九日、 晦日、 十一月朔日、 二日、 三日、 四日、 五日、 六日、夜五ツ時に近頃無之、大一度、誠に静か、小三度、 七日、 八日、	大一度、小二度、 小一度、 小二度、 小一度、 中一度、小二度、 中一度、小二度、 中一度、小二度、 中一度、小二度、 中一度、小二度、 中二度、 小二度、 小二度、 大一度、小二度、 大一度、小二度、 (大一度、小三度、) 小二度、 小二度、	九日、 十日、 十一日、 十二日、 十三日、 十四日、 十五日、 十六日、 十七日、 十八日、 十九日、 廿日、 廿一日、 廿二日、 廿三日、 廿四日、 廿五日、 廿六日、 廿七日、 廿八日、	小三度、 小三度、 中一度、小一度、 中一度、 小二度、 小二度、 大一度、小二度、 小二度、 小二度、 小三度、 休、 中一度、小三度、 中一度、小三度、 中一度、小三度、 小二度、 中一度、 中一度、小一度、 小二度、 中一度、小二度、
--	--	---	--

甲

廿九日、	中一度、小三度、	十九日、	同、
晦日、	小二度、	廿日、	同、
十二月朔日、	小一度、	廿一日、	同、
二日、	小二度、	廿二日、	同、
三日、	小三度、	廿三日、	中一度、節分也、
四日、	小四度、	廿四日、	中一度、小一度、
五日、	中一度、	廿五日、	休、
六日、	休、	廿六日、	小一度、
七日、	同、	廿七日、	中一度、
八日、	同、	廿八日、	大一度、小二度、
九日、	同、	廿九日、	大一度、
十日、	同、	晦日、	小二度、
十一日、	小一度、	天保二卯正月元日、	小一度、
十二日、	休、	二日、	休、
十三日、	同、	三日、	小三度、
十四日、	中一度、	四日、	大一度、小二度、
十五日、	休、	五日、	小二度、
十六日、	同、	六日、	小三度、
十七日、	同、	七日、	小二度、
十八日、	同、	八日、	小三度、

天保元年

五八二

甲

九日、	小二度、	ズ、何か環如クニ震ヘリ、強キトキハ立ツコト成ラズ、手ヲ
十日、	小二度、	ツキテキル體ナリシトゾ、
十一日、	小三度、	又京ノ人ノ言ヲ聞クニ、大震ノ前夜ニハ、空一面ニ光リ物ア
十二日、	休、	リテ、地面ヨリモ光リ物出現シ、大體盡ノ如ナリシユエ、人
十三日、	同、	人訝リテ何ナルコトヤト云合ヒシガ、果シテ翌日ニカノ大
十四日、	同、	震ナリシト、是モ飛州ノ話、
十五日、	同、	○過シ京震ノ沙汰モ、時立ヌレバ復云フ者ナシ、近頃二條大
十六日、	同、	番ノ人ノ實記ヲ示ス者アリ、總ジテ彼地大震ノ説、人毎ノ言
十七日、	同、	トコロ各一ナラズト雖ドモ、其言フ所皆真ナラザルハナシ、
卯正月十七日迄に、凡六百三十五度ゆる、夫方誠 <small>ニ</small> 小、		蓋シ蒼皇狼狽ノ際、人々其畏怖ノ狀ヲ憶識シテ録セシ者ナ
三日、四日目に少々づゝゆる、格別靜 <small>ニ</small> 成申候、		リ、
榎宇又云、茲ニ記スル所ハ正月ニ止レドモ、コノ來臘ノ發ス		(庚寅地震記)
ル、七月廿八日トス、然ルニ其頃ニ至テモ、三四日ニ一兩度		文政十三寅年、二條御城江在勤之節出會候大地震ノ様子、荒
ニ震セシト、未曾有ノ地變ト爲ヘシ、君ノ意奈何、子答ルニ		荒書留置候、子弟親族ニ示シ、聊陵谷ノ變遷ヲ觀シ、溝壑ニ
言無シ、		アルヲ忘レザルノ一助トモ相成申スベキ歟ノ寸心ニ御座
○頃ノ辛卯、永井飛州ヲ訪テ談話ノ中、去年ノ京震、高槻ハ何		候、乍去御城中、處々御破損等ノ儀ハ、畏レ多ク御座候得バ、
ニヤト問ヘバ、歸國ノ途中ハ何事モ無リシガ、歸城セシ翌日		書載不申候、扱頃ハ七月二日ノコトニ候ヘバ、常々迎モ暑氣
ニ地震ス、其サマハ尋常ノ地震トハ遠ヘリ、マツユラントス		凌ギ兼テ候折ニ御座候ニ、此日ハ早朝ヨリ別而キビシク、虚
ル前ニ、東北ノ方ヨリ鳴動ス、其音ハ何か物ニ觸ル、如キ響		空ハ薄ク曇リ候氣味ニテ、風トテハ微塵程モ無之、息ダワシ
キナリシガ、ヤガテ地震、其ユリヤウ常ノ如ク横ヘハユラ		ク蒸熱イタシ候、稍申ノ刻頃ニモナリ候得バ、スコシハ凌ヨ

天保元年

五八三

クモナリ可申ト存居リ候トコロ、縁サキノヒサシ、俄ニブル
 プルトアオリ出シ候故、甚性シク存、地震トモ心得ラレズ、
 其ヒサシヲ見居候處、少シタルミ諦リ候ト覺シガ、又候大ニ
 フルヒ來リ、常ノ地震ノユサノト横ニユリ候トハ違ヒ、ハ
 ゲシサ言フ許ナク、矢庭ニ墜落チ鳴居飛ビ杯イタシ候故、外
 面へ走り出候トコロ、大地ノ脈ウツコト、鞍ノ荒キ馬ニ乘リ
 候様ニテ、上下二尺程ノアヲリト覺へ申候、且又イツクトモ
 相分不申、オビタキシ響イタシ候、尤ソノ大ユリト一處ニ
 響來リ候、ソノヒキキノ様子ハ、百千ノ雷ト申候モ、大筒
 ヲツルベ放ツト申候モ、イマダ小細工ト被心得候、岸ウツ
 大濤ヲ疑耳ニキク杯申候ハ、少シハ似ヨリノ形容ニモ可
 有之歟ト存候、扱ソノ大震リノ間ハ、世上ニ申候多葉粉二三
 服ノ間ニ御座候得共、石垣家作等ノ損シ大方ナラズ、就中、
 私目前ニ見候者、五間ニ卅間一棟ノ長屋ヲ、ユリ出スヤ否屋
 ノムネヒタト地ニ着キ候、皆々窓、或ハ水口ナドヨリ逃テ出
 候へ共、四五人ハ下ニ敷レ候、乍去幸ニサシタル怪我モ無之
 候、地面ノ裂ケ候事ハ、存ノ外少ク御座候、堀又ハ川ノフチ
 杯ニテモ、六七寸ニハ過不申候、是ハ全ク平生ノ地震ト違
 ヒ、堅ニユリ候故ト申成シ候、夫ヨリ度々フルヒ候得共、最
 初ノ一度ニクヲベ候得ハ輕ク候へ共、平日珍シキ時分ニテ

ハ、随分評判ニ相成候地震ニ御座候、翌朝迄ノ度數百度、或
 ハ百二十度ナド區々申候得共、左様ノ時節ニ御座候へバ、委
 細ニ算へ候モノモ有之間敷候へバ、慥ノコトハ相分リ不申
 候得共、一ト時二十三度ハフルヒ候様ニ覺へ申候、ソノ度
 毎ニ木々ニヤドリ候諸鳥、ユレ落サレ、羽翼スクミ飛ビガタ
 キ氣味ニ相見へ候、其夜ハ御小屋内ニ居ラレ不申候故、同寮
 共皆々馬場ニ幕打、ソレニテ夜ヲ明シ申候、市中杯モ同様、
 イヅレモ街ニ菰ムシロナド敷、ソレニテ明シクラシ候コト、
 三日夜程ト申候、夫ヨリ打續キ日々フルヒ候へ共、少シハ弱
 リ、且度數モ減ジ候、ソノユリ候度ニ、西北ノ山ノ方ニテド
 ロノトヒキキ候而フルヒ來リ候、ソレヨリ月日モ立ツニ
 隨ヒ候而、靜リ口チニ向ヒ候氣味ニ相成候へ共、十日目、廿
 日目位ニハ中興イタシ、人ヲ驚シ候程ノコトモ有之候、當年
 四月、私罷下リ候節迄モ、少々宛ハ折々有之候、扱最初七月
 朔日夕方ニ、一天朱ヲ流シタル如ク、平日ノ夕ヤケ如何様ニ
 色濃ク候トモ、コレ程ノ色ハ覺へ不申ト、一兩輩申談シ惟ミ
 申候處、其翌日右大地震ニ御座候、其當日モ同様ノ天色ニ御
 座候、ソレヨリ強クフルヒ候度毎ニ、夕ヤケノ色常ヨリハ濃
 ク覺へ候、此頃京地ニテ運氣ヲ心得候名ノ御座候モノ申候
 ニハ、最初ヨリ強クユリ候ハ、兎角雨氣御座候由、雨降り不

天保元年

五八四

申候節ニ有之候ト申候、左様候へバ夕ヤケノ濃キハ、雨氣ヲ
 含タルト世上ニ申候ト相叶、變事ノ兆ト後ニテ思ヒ當リ申
 候、右地震之節、見聞ノ荒増ニ御座候、以上、

山本東四郎源秀村

京地震ノトキノコトヲ問フニ、本庄伊、伏見モ劣ラヌ體ナリ、
 初メ震出シニハ、夕方行水セシ頃ニテ、思ハズ大動セシカ
 バ、中々家内ニハ居ラレズ、庭へ出テ凌ギタリ、夫ヨリ行水
 スル間ニモ、甚ダ心ニカ、リテ懼レタリト、サレバ嚮キニ記
 セシ京師ノ咄ト思ヒ比ブレバ、伏見ハ稍々京ノ動ニハ及バ
 ザリシカ、又伏見ノ町内ハ地裂テ底ヨリ泥水ヲ吹キ出セシ
 ト云、

○大番頭新庄氏本庄ハ予ガ近縁ナルヲ、意ノ外ニ疎濶セシ
 ガ、近々大坂へ發足ス連、コノ月七月十六日ニ隱莊ヲ訪フ、マ
 ヅ久遠ヲ語り、サテ先年文政十三京城在鎮ノトキノ地動ハ何
 ニヤト聞ケバ、艱難ハ云フニ及バズ、夕方ノ頃ナリシガ震出
 シ、家賴共地震ヨト云へバ、立ント爲レドモ起レズ、因テ手
 ヲ執リ組合ヒテ庭ニ出タルガ、中々歩行ナラズ、因テ組ノ
 者、弓術ノ小家場アルニ入り休ヒイタルニ、一時ニ何度トモ
 ナク震ル、動ザルトキハ常ノ如クナレド、震ル時ハ中々腰タ
 タズ、兩手ヲ地ニツキテ衝張リ居ル體ナリ、ソノ震ヤウ、左

天保元年

五八五

右ニハフラス、下ヨリ揚ル心モチニテ、中々言葉ニハ盡サレ
 ズ、翌日モ猶止マザレバ、諸司代松平伯州巡見アリト云シユ
 ニ、容體何ニト問タレバ、伯州御座敷ヲ廻ラル、ニ、町奉行
 モ隨ヒテ廻ル、某等ハ素ヨリ受持ノ場ユエ、先ニ立御座鋪ヲ
 案内ス、然ルニ雨戸ハ閉テアリ、動ハ絶へズ、今ニモ大震セ
 バ何カマナラン、逃出シニモ出サキ無シ杯、心細キコトナリ
 シ、諸司代モ甚ダ顔色アシク、實ハ早々見分シ爲ラレシガ、
 コノ見分シノコトハ、江城町奉行杯モ大ニ恐レタル體ナリシ、外
 ハ曾上アルニハナリト、町奉行杯モ大ニ恐レタル體ナリシ、外
 ハ御城ノ瓦ナド墜ベキ恐アリテ、伯州其餘モ心得ナル體ナ
 リシト、

又庭ニ鋪物ヲシキテ在ル中見ルニ、地割テ其間ヨリ松ノ根
 露レタルガ、徑リ三寸バカリナルガ絶テ地割タリ、又サル體
 ナルニ、棚ノ上ニアゲ置シ器物ノ落タルハ勿論ナルガ、又墜
 ズシテ存外ニ棚ニ在リタル物モ半バセリト、
 ○四月十一日、十二日、日光常ト異ニシテ、日没ノトキマス
 マス甚シ、月色モ亦同ジカリキ、都下ノ風説ニハ、此日、京師
 復大火アリテ、コレガ爲メニ日色モ斯ク有リシト傳フ、然ル
 ニコノ頃京ヨリ出店セル町人來リ云フ、昨日京便アリシガ、
 本店ノ書狀ニ、コノ程日色悪ク、月モ同ジカリシ、人皆イフ
 江都大火ナリト、何ガ別條ナシヤト、サレバ西東兩都ノ掛念

天保元年

ハ同クシテ事ハ違ヒヌ、日月ノ異モ同觀ニシテ、災ナキモ亦
同事、コレ間違ノ最モ青ナル者ナレドモ、兩都ノ人心カク思
フハイカナルコトニヤ、
○林子曰、其後聞ケバ、十二日ハ、近江、美濃、ヨホドノ地震ニ
テ、勢州邊モ震セリトゾ、全ク地氣ノ動クヨリシテ、朦氣天
ヲ覆シナルベシ、

○今ノ紀元、此年京都地震ニツキ改元セラル、ト也、未ダ武家ニ於テ披露ハ
無レドモ、マズ京ロリ開所ヲ舉グ、
文政十三年十月、
來ル十二月十日、年號改元、即日恩赦被行之由被仰出、

傳奏 三條大納言、 辨 柳原頭辨、
上卿 二條左大臣、
花山院大納言、 中院大納言、
坊城大納言、 廣幡中納言、
清水谷中納言、 廣橋中納言、
岩倉宰相、 勘少由小路宰相、
執筆 鶴堂左大辨宰相、 式部權大輔、
勘進 式部大輔、 少納言、
文政改元之度、離陳、
文政號、雖有文化寬政之佳例、竊案、與文正音韻全同、且如文正天變之事、最
不可然、於建康川者可在如何候哉、ト、
セラシメ時、廢曆經轉卿陳ニ、寬正年間、屢有兵革、近年寬政之字、其爲美
健ト云、
天保、嘉延、嘉亨、安延、寬安、嘉德、萬和、

五八六

右京都ヨリ被仰候所、天保ト相定之由、
一就地震改元之前例、

建長八丙辰六月、 八幡宮震動、 康元ト改元、
康元二丁巳二月、 壬生地藏堂大地震、 正嘉十、
正應六癸巳四月、 地震ニ付、 永仁、
元亨四甲子十一月、 大地震、 正中、
享徳四乙亥十二月、 地震、 康正、
本條、 正保五戊子四月廿二日、 地震、 慶安、
寶曆、
寬延四辛未二月、 大地震、
○十二月十六日、柳原總出仕、天保ト改元ノコト仰出サル、
○於京都改元、此月十日ナリ、某ヨリ來書ノ略、
勘申年號之事、 式部大輔原爲顯

天保 尙書曰、欽崇天道、永保天命、
嘉亨 尙書曰、神祇嘉享、祖考是皇、克昌厥後、保神無疆、
萬和 文選曰、萬邦協和、維德百蠻、而肅慎致貢、
保和 周易曰、乾道變、各正性命、保合大和、乃利貞、
安延 禮記正義曰、以武王承文王之業、故安樂延年、
勘申、 文章博士菅原以長
監德 尙書曰、天監厥德、用集大命、撫綏萬方、
嘉延 文選曰、靡靡嘉猷、延佇忠實、
萬延 後漢書曰、豐子德之子孫、歷萬載而永延、
嘉永 宋書曰、思皇多祐、嘉樂、永無失、
寬安 荀子曰、生民寬而安、
勘申、 文章博士菅原在久
天叙 尙書曰、天叙有典、敕我五典、五惇哉、
嘉延 藝文類聚曰、神風協順、降祉自天、方陽清醴、嘉祥日延、與民優游、享壽
萬年、
嘉德 春秋左氏傳曰、上下皆有嘉德、而無道心、

〔大坂地震記〕

其餘は文政十三年七月二日未時、二度ばかり強く震ひしか
ど、石燈籠の倒れし事はなし、此地震都はいと強く、堂舎の倒
れしも有、在家も潰れ傾き、怪我せし人も多く、冬に至りて
全くは納りし、これはしたしく見聞しかば、かく都にては強
かりしも、按にては○大たど二度のみなれば、地震といへば、
外に逃田へき事とは露心附す、○前後略ス、全文ハ、安政元
年六月十五日ニ收メタリ、

〔開集録〕

文政十三庚寅年七月二日より、京都を始め、近國近在大地震
之記文を寫、

七月二日、朝より一天晴るゝにあらす、曇るにあらす、俗に
あぶら照と云るけしきにて、蒸炎日頃増凌難かりしが、漸
に七ツ頃と成ば、頓而暑氣も少は去べき也と思ひ居る折か
ら、雷處聲の如き地々響と等しく、夥く地震出す、是はい
かにと衆人驚く間もなく、引續たる大地震、見るく家藏の
震動する事、宛も浪の打來る如く、其上土藏、高塚、或は石
燈籠、又器物道具の崩碎る音、千萬の雷、頭上に落かざるが
如く、往來の人は大道に蹲り、家に有る者は塵にひれ伏し、

天保元年

五八七

今や棟梁の爲に壓死するかと膽を消し、人々生たる心地無
りしが、甚しく震ふ事引續三度、稍暫して少し穩に成しか
ば、家毎に疊を大道に投出し、互に引連ね、我一に是に逃田
し、誰言合となく、須臾の間に洛中洛外町々家裡に殘る者ま
れにして、老若男女、貴賤尊卑の差別なく、皆々大道に膝を
連ねしは、寶曆のむかしはいざ知らず、八十年來珍敷事也け
り、

類聚國史光孝天皇元慶三年八月五日地震條に曰、此夜大
地震、京師人民、出自盧舍、居于街路と見えたり、

扱京都の人家或は倒、又柱ゆるみ、天井落、或は竈の壞崩尤
多く、土藏は殊更に當り烈敷、矢庭に震崩したる多く、其外
四壁落、大輪くだけて、是が爲に怪我人數多有り、凡京中の
土藏は、一ヶ所として満足なるはなく、去れども誰か是の補
わんといふ者無く、取除んと思ふ者も無くて、只大道にひれ
伏し、神佛名號を唱ふ迄、主家又は近邊の縁家の安否を訪も
の、皆陣笠胸當にて奔走す、地震は初のごとくあらざれ共、
只地々鳴く震事、須臾に數ヶ度、凡翌三日期迄に百廿餘ヶ
度震ふ、去れば此夜は家々馬提灯をともして、大道に夜を明
す、斯くて三日朝は空晴渡り、日の光赫々たれば、流石大道
の住居も見苦とて、銘々家裡に入て漸くわづかに其破壊を

つくなふ、此日地震事猶止す、凡一時に七八度より十ヶ度づつに及ぶ、此夕も七ツ時か、同く今宵も大道に夜を明さんと、疊を連ぬ屏風を引、上には雨覆をなし、町幅狭き所には、向ひより互に繩を張、竹を渡し、上には藎又は合羽などを引覆、皆々前夜のごとく夜を守り、又恐怖の甚しきは、市中に居るは浮雲とて、東山の野邊、或は鴨川原、西の野に席をかまへ、食器を運び、出て難をさくる人も夥し、此夜曉方わづかに雨降といへども、朝に至て晴る、地震ふ事少し穩成といへども、一時に六七度におよぶ、此夜も猶大道に出るといへども、夜半感得せん事を恐れて前夜のごとくにはあらず、然れども皆々端近に圍繞して、殿からんには大道に逃出ん用意なり、是より日々震ふ事數少なり、十四五日頃には、一晝夜十五六度廿度におよぶ、扱京都の人家、大小とも破損せる事なれば、急に其修理をなさんとすれば、大工左官は元來、手傳人歩に至まで、逆も家々に充る事難ければ、數度呼使に及共、やういに出來らず、適來といへども、一日來れば二日來らず、二日かゝれば五日休ゆる、修理も全からず、漸竹杖木をもて版に突張し、或は細持をつなぎ置もあり、又は一向人歩も來らざるは、止む事を得ず其儘に成置も多し、是等は元來、始は満足と見へて人にはこり顔に思たる土藏など、連日

の震ひに追々破損し、思もよらず一時に崩れて、其響近隣を騒がす、其後十七、十八日、兩日大雨ありしに、雨濕通して又も土藏すれにき、或は殘たる大輪落るも多し、故に人心何となく恐怖止す、日夜易き心もあらずして、只安全のみ願しに、本より泰平の大御代、ことさら公にも諸社諸山に御祈を命じ給ふよし、依て七月の末つかたに、稍震の數も減じ、今八月初旬には、一晝夜わづかに五六度になりしが、げに有がたき聖代と、萬民こそつて歡をなし侍る、あなかしこ、

狂歌
かみなりは、あたまたゝかれ、地震とて、
尻つめらるゝ、天の御叱り、

狂詩
庚寅七月二日事、 從申上刻地震剛、
最初寄集唱世直、 狼狽桑原至線香、
町屋家藏壁直落、 寺社塚墳柱共傾、
婆母黃聲念佛申、 祖父青顏祈神憐、
百姓離鐵皆入數、 千頭捨舟獨上塘、
天地震動無仕様、○一句缺ク、全詩前ニ此ツ併セテ存ルベシ、

七月十八日、朝より大雨にて雷地震打交、加茂川、堀川、西洞院桂川之水出、川添の家へ水多く道入、大に騒動す、伏見街

道箱町、間屋町邊は、わけて大洪水、人家の床より一尺も上へ水越し、大困窮なりとかや、寺社人家の破損、怪我人、其數しれず、

〔地震考〕
文政十三庚寅年七月二日申の時許に、大地震ひ出で、夥敷ゆり動じければ、洛中の土藏築地坏大にいたみ、潰し家居も有、土藏の潰れしは數多ありて、築地高塚などは大方倒れ、怪我せし人も數多也、昔はありと聞けど、近く都の土地に、かく烈じきはなかりければ、人々驚き恐れて、みなく家を走り出で、大路に敷もの鋪、假の宿りを何くれといとなみ、二三里の程は家の内に寝る人なく、或は大寺の境内に移り、或は洛外の川原移り、西なる野邊集て夜を明しける、かくて三日四日過ても、猶其名殘の小さき震ひ時々ありて、初は晝夜に二十度も有しが、次第につまりて八度ばかり、三四度に成るも有、然れども既に廿日あまりを経ぬれば、猶折々少々づゝの震ひもやまで、皆人々のまごひ恐るゝ事也、世の諺に地震ははじめきびしく、大風は中程つよく、雷は末ほど甚しといへる事をもて、初のはこの大震はなきこととささこしぬれど、猶婦女子小兒のたぐひは、いかゞとあんどわづらいて、いか

の後に震ありて止ざるためしを舉て、人を安くせんと左にしろし侍る、

上古より地震のありし事、國史に見へたる限りは、類聚國史一百七十一の卷、災異の部に舉て詳也、

三代實錄、仁和三三年秋七月二日癸酉、夜地震、略六日丁酉、虹降、東宮、其尾竟天、虹入内藏寮、略中是夜地震、略卅日辛丑、中時地大震動、經歴數刻、震猶不止、天皇出仁壽殿、御紫宸殿南庭、命大藏省立七丈幄、爲御在所、諸司舍屋、及東西京、盧舍、往々顛覆、壓殺者衆、或有失神頓死者、又時亦震三度、五畿内七道諸國、同日大震、官舍多損、海潮漲陸、溺死者不可勝計、略八月四日乙巳、地震五度、是日、達智門上有氣、如煙非煙、如虹非虹、飛上屬天、或人見之、皆曰是羽蟻也、略十二日癸丑、驚二集朝堂院白虎樓、豐樂院栖霞樓上、陰陽寮占曰、當慎失火之事、十三日甲寅、地震、有驚集豐樂院南門、鷄尾上、二十四日乙卯、子時地震、十五日丙辰、未時有驚集豐樂院東鷄尾上、略

皇紀抄に云、文治元年七月九日未尅大地震、洛中洛外堂社塔廟人家、大略顛倒、樹木折落、山川皆變、死者多、其後連日不休息、四十餘箇日、人皆爲惱、心神如醉云々、

長明の方丈記に云、元曆二年の頃、大なるふる事侍りき、其

まうけて是を明す、○圖ハ
地球之圖、

地球一週九萬里、是を唐土の一里六町として、日本一里三十
六町に算すれば、一週一萬五千里となる、然る時は地心より
地上まで、凡そ千五百里也、今度の地震方二百里と見る時
は、僅に圖する所の小圖の中に當れり、是を以て震動する所
の微少ならず、地球廣大なる事をおもひはかるべし、愚案す
るに、天地の中、造化皆本末有、本とは根本にして心なり、心
とは震動する所、至て猛烈なる所をさす、其心より四方へ
散じて漸く柔緩なるを末とす、然ば東より搖ぎ來るにあら
ず、動來るにあらす、其心より搖初て四方に至り、其限りは
段々微動にて畢るならん、今度震動する所、京師を心とし
て、近國に亘り、末、東武南紀北越西四國中國に抵る、又京師
の中にては、西北の方心なりしや、其時東山にて此地震に遇
し人、先西山何となく氣色升て、忽市中土煙を立て搖來り、
初て地震なる事を知れりと也、

又地震に微ある事、現在見し所、當六月廿五日日輪西山に没
する、其色血のごとし、同七月四日没する、其色亦赤し、和漢
合運に云、寛文二年壬寅三月六日廿日迄、日朝夕如血、月亦
同、五月朔日地震五條石橋落、朽木谷崩、土民死、至七月未

なことも也、其微はいかにして知る哉と問しに、地震せんとす
る前は、穴の中地氣上升して、傍なる人もたがひに腰より上
は唯濼々として不見、是を地震の微とすと云り、按に常に地
中に入る者は、地氣を能知る、鳥は空中にありて能上升の氣
を知る、今度地震せんとする時、數千の鷲、一度に飛を見る、
又或人云、六月廿七日の朝、未日も出ぬ先に、虹丑寅の間立を
見る、虹は日に向ひて立は常也、いづれも常にあらざるは微
とやいはん、又はじめにいへる地震の和名ナキフル、季應翁
ナハ魚也といふ説によりて、古圖を得て茲に出す、○圖ハ、此
圖、曆のはじめに出して、次に建久九年つちのの曆、凡三百六十
と有、餘は是を略す、伊豆國郡郡松崎村茂郡ニアリ、其の寺
院、ふるき唐紙の中出る、摺卷の曆也とぞ、

二條家番所日記記
七月三十日乙酉晴
一所司代松平伯耆守殿御使、御口狀書持參、如左、

御口狀之覺
二條殿御領地、近年水旱之損毛有之、御收納向相減、其上臨時吉区之御物入
等打續、御勝手向必至御難進に付、去亥年十月、昨丑年六月、同年十二月等、
段々御難進之御仔細仰立、御拜借金之儀被成御願候處、右者不容易儀に
付、難被及御沙汰候段、其度々被仰出候に付、此上達御願被成候者、右
體段々被仰出候御趣意、御辨不被成候次第に相當、猶以憚入思召候得共、當
七月二日、京地大地震に付、二條殿御住居向御破損數ヶ所に、庭殿已下
殿儀之御式取行候御場所、且平常被成御住居候御建物等、急速御修葺不被

天保元年

止と出たり、廣島氏日譚に、享和三年十一月、諸用ありて、佐
渡の國小木と云湊に滞留せしは同十五日の朝なりしが、同
宿の船がよりせし船頭と共に日和を見んとて、近邊なるべ
し丘へ出しに、船頭の曰く、今日の天氣は誠にあやしげ也、
四方濼々として雲山の腰にたれ、山半腹より上は峰あらは
れたり、雨とも見えす、風になるとも覺えず、我れ年來の此
如天氣を見すと大にあやしむ、此時廣島氏曰、是は雲のたる
るにあらず、地氣の上升するならむ、予幼年の時父に聞る事
有、如此は地震の微也と、片時も猶豫有べからずと、急ぎ旅
宿の歸り、主に其由を告、此地後は山、前は海にして甚危し、
又來るとも暫時外にのがれんと、人をして荷物など先へ送
らせ、そこへに支度して立出ぬ、道の程四里許も來らんと
おもひしが、山中にて果して大地震せり、地は浪のうつごと
く搖て、大木など枝みな地に折ふしまろび、漸にのがれて去
りぬ、この時小木の湊は山崩、堂塔は倒れ、潮漲て舍屋皆海
に入、大なる巖瀧が涌出たり、夫より毎日小動して、翌年六
月に漸々止りたりとぞ、其後同國金山にいたりし時、去る
地震には定て穴も潰れ、人も損せしにやと問しに、さわな
く、皆云、此地むかし地震は以前にたりぬ、去る地震も三
日以前に其微を知りて、皆穴に不入用意せし故、一人も怪我

成候中者、御沙汰被成力無之處、全體御難進至極之御勝手向に付、且用御取
運方に被成御當惑、此上御動向に相違候程之御道通之場、前文之地震落
合候に付、差當御修葺手當方に必至と御勘辨相盡、實に深被成御心痛候、
尤今般京御地震に付、御破損所多く、尙又御事多く、御時節柄と被成御
恐察候に付、右體御願筋之儀者、御差進可被成答に御座候處、何分前文に被
仰立候通、下地甚以御難進之御察方、其上御領地等者、先達已來度々被仰
立候通御難進に付、追々過分之先細申付、必至と相違居候仕合故、此上
出銀之中付方も無御座、誠以御困難至極之御次第に御座候、仍其以憚入
思召候得共、何卒金貳千兩御拜借之儀、偏に願思召候、此段格別に被成御召
分、何卒御代々厚御由緒之御願柄を以、右御難進之趣、御聞濟被仰出候は、
差當地震に付破損之ヶ所も被加御修葺、且從來御難進之御勝手向も、御凌
方相付、相衰居候御領地等も、御快助可被成と、深御畏悦に思召候、尤右御
返納方之儀は、毎歳金二百兩宛、十ヶ年賦を以、無相違御返納可被成候間、
何卒此上厚御憐愍之御沙汰被仰出候様、御取扱之儀、偏に願思召候以上、
七月晦日
取次
二條殿内藏助
御附、御口狀之趣被成承知候、猶關東表に可致通達旨也、
九月六日辛酉、曇
一所司代松平伯耆守殿御使、御守

御口狀之覺
二條殿御勝手向、必至之御差支御難進に付、關東に御拜借金之儀、七月晦
日、委細御口狀書を以被仰立候所、未御沙汰も無御座候内、猶又御事願被
成候儀、何卒憚入思召候得共、實に御難進に、今日之御取扱も被成兼候程
之御次第に付、何卒御願之通御聞濟之御沙汰被仰出候様、厚御取扱之儀、御
願被仰入候、以上、
九月六日
二條殿御使
河野伊勢守
十月九日癸巳、

五九三

天保元年、二年

一諸司代松平伯耆守殿、御使際被仰立、如左、

御口狀覺、

三條殿御勝手向、從來御不如意御難進之處、當七月二日京地大地震に付、御
住向御破損數ヶ所に、寢殿以下殿儀之御式被仰候所、且平常被成御
住居候御建物を、早速御修復不被成候中、御凌方も無之、必至御難進
之御次第、委細御書取を以、去七月晦日、御拜借金之儀御願被成候所、否
御沙汰も不被仰出候内、亦候御願被成候儀、甚以仰入思召候得共、何分先送
りも被仰立候通、實に御凌可被成候も無御座候に付、無御損尙又去月六日
御再願被仰出候御次第に御座候、然る處此度改元定上御被仰出候に付、
は、右御當日以前、於二條殿被取次候御式も度々有之候所、前文之通寢
殿式正に御用ひ相成候御場所御破損に、甚以御不都合之儀共在之、誠
に御痛心被成候に付、急遽御修復被相加、御用向等無御滞御勤仕被成度思
召候に付、右御修復を始、萬事御手當等、何分御行届被成候、御當惑至
極之御事に御座候間、何卒格別之思召を以、早々御願之通り御拜借金御用
濟之御沙汰被仰出候儀、幾重にも御願被成度思召候、左候得ば、從來御難
進之御勝手向御凌方相付、御領地向御扶助之儀、申送も無之、先送當り前
條御入用之御場所、早々御修復被相加、御勤仕向、無御滞被成御座候御事
と念思召候間、何分にも此上厚面憐愍之御沙汰被仰出候儀、偏に御取扱之
儀、頓思召候、以上、

十一月九日

右今日可相動候處、依差支候、明日相動候事、

十一月七日

一所司代松平伯耆守殿御使、

暫在公用人面會、左之書付之趣、御達被申候旨也、

御領地損毛有之候上、臨時御物打續、去る亥年以來、度々御拜借金被成御願
候處、難被及御沙汰被仰出候付、此上違申被成御願候者、右之御趣意御
辨無之御次第に候得共、當七月大地震に付、御住居向破損數ヶ所有之、急遽

五九四

御修復不被加候、御凌方無之處、全體御難進之御勝手向に、右御手當
□□□差支候付、金貳千兩、十ヶ年賦御返納之積を以、御拜借之儀被仰立、
則關東に相違候、猶又右御拜借之儀、何卒御開濟有之候様被仰立候付、是又
關東に相違候處、右は此度地震に、建物等破損之趣も被仰立候得共、地盤
は當期一統之事に付、度々被仰立候儀には候得共、此度地も御願之趣難被
及御沙汰候間、其段可相達旨、關東より申來候間、此段可申上候、

十一月

別段公用人濱邊、先達、改元上御御役被蒙仰候に付、寢殿已下式正之御場
所御破損に付、尙又御拜借金之儀、早々被仰出候様、再三御願被仰立、則早
速關東に相違候、然る所道中に、行送に相成候儀、伯耆守被存候、何れ
右再三被仰立之御主意に付、は、定不違否御沙汰可有之候間、右申來次
第、尙又可申上旨、伯耆守、申聞候也、

執次 梶原平馬
公用人 河村又藏

罷歸言上、再御承知之御使可相動候所、及夕景儀に付、猶明朝可被差出答
也、

〔北邊遺言〕

文政十三重年七月四日夜、近江國關津村地方より一里許沖合に、幅四町許、長
廿四五町共相見へ候儀の如くなるもの浮き見へ、尾先共に相見へ申候處、
水巻上げ、石上より高く、三百石位より八百石位の舟十六艘捲揚げ、三里許隔
り候處にて堅木と申所之田地之中へ、大船六艘落候て、破塵に碎候へども、乘
合之者四十八人有之候へ共、一人も怪我無之候、誠にも不思議之事に候間、則領
主より早打に注進有之候由、右之者共より申上候、口上之寫如此に候處、其
魚は伊崎崎と申所の浦より、土中江道迄候事、豆腐之中に、魚丁をさし込より
いと安く相見へ申候、右に付村之騒動計なく取物も取あへず、高き山をさし
て逃候趣、京都より爲知申候候、

同二年十月十日戊子、肥前國地大ニ震ヒ、佐賀城

石垣崩レ、領内潰家多シ、

〔天保雜記〕

天保二年、

昨十日の曉丑の刻、地震強、城郭石垣等、所々損所出來、其
外侍屋敷、并町、郷中、破損所多、潰家も有之由、痛之深淺、
于今不相分候間、委細之儀者、追て可申達候得共、先御届
申達候、以上、

〔佐賀城主〕 松平肥前守〇齊正

右十月十六日、御用番水野出羽守江御届差出之、

同四年十月二十六日癸亥、佐渡國地強ク震ヒ、海
嘯翻溢シ、人家及ビ田畑用水路等、ソノ害ヲ被レ

〔佐渡年代記〕

天保四年十月廿六日、申上刻地震強ク、半時餘も震氣未止、
打積相川海邊磯際を二三町、又は一町半程、海中俄に汐干い
たすに付、津波可致哉と海邊町のもの共一同恐怖、山寄又は
地高之場所へ家財雜具等持運ぶ處、高波數度打揚候得共、人
家四壁裾通り沙溜、所々及破損候迄に而、怪我人は勿論、潰
家流失等は無之、山之神教壽院拜禮所御圍、其外陣屋御役

天保二年、四年

宅、御藏々、銀山勝場濱手三番町等、何れも少々づゝ破損は
有之候得共、格別之儀無之、在方之分、

- 田畑用水路破損式ヶ所、
- 流失家七十九軒、
- 高下、
- 潰家十二軒、
- 關、
- 破損家二百三十五軒、
- 眞更川、
- 流失納屋四十四軒、
- 同、
- 潰納屋九十二軒、
- 鷺崎、
- 破損納屋百十九軒、
- 加茂、
- 腰細、
- 流失雜穀藏一ヶ所、
- 小木町、
- 板橋流失二ヶ所、
- 吉佳、
- 夷町、
- 徳和、
- 赤泊、
- 羽黒、
- 湊町、
- 河原田、
- 石名、
- 岩谷口、
- 願、

五九五

甲

天保四年、五年

市之浦、○帝國行政區劃便
市之浦ハナシ

鹿伏、石田、
メ二十四ヶ村、
小船流失二十艘、
同破損三艇、

右之通に而、廿六日以後四五日之間、打續時々少々も地震いたし候處、追々相止候旨、并右機事に付手當方等之儀、十一月中、水野出羽守殿へ書而進達、

同五年一月一日丁卯、石狩國地強ク震ヒ、屋舎破倒シ、地裂ケ、泥沙噴出ス、沿海ノ地ハ、爲ニ海嘯奔溢セリ、

〔天保雜記〕

天保五年五月十八日、御用番大久保加賀守殿江差出、

私領分西蝦夷地の内イシカリニ申場所、當正月朔日巳の刻過より地震強、二月廿二日迄日々地震にて、地割泥吹出、制札場其外破損の覺、

- 一 制札場破損、
- 一 會所潰、
- 一 辨天社大破、
- 一 板藏潰、

廿三軒、
六軒、
廿三軒、
三軒、
十三軒、
六軒、

- 一同半潰、
- 一 茅葺藏潰、
- 一 蝦夷家潰、
- 一同半潰、
- 一 蝦夷人物置、
- 一 魚藏潰、

右之通御座候、人馬怪我等無御座候、此段御届申上候、以上、

四月十九日

松前志摩守

在所目附

〔松前家譜〕

十五世良廣、

天保五年甲午閏正月、東夷地大に震ふ、

○是月閏ナシ、家譜蓋、誤レリ、又下文松前郡役所報告ハ、コノ時ノ口碑ナルベク、初年十一月末日トイフハ、傳説ノ訛ナラン、

〔松前郡役所報告〕

口碑ニ傳ヘテ曰、天保ノ初年十一月末日、(年及日不詳)前日來數十回ノ地震アリ、然レドモ強烈ナル震動ニ在ラザルカ、全ク止ミシガ、午後一時頃、海嘯兩三回驟ニ至リ、沿岸ノ家屋數十ヲ洗ヒ去リ、幸ニ人畜死傷ナシト、此時地形上ノ變遷

甲

ハナシト云フ、

四月八日癸卯、是日、駿河國大風雨、富士山俄ニ鳴動シ、崩雪燒砂落下シテ、富士郡ノ田畑人家ヲ流亡セリ、甲斐國郡内領明見、吉田二村モ、其害ヲ被レリ、

〔天保雜記〕

四月十四日、御用番水野越前守殿江御届之寫、

私領駿州富士郡天間村ノ儀、當月八日明方大風雨強、同九時雪崩ノ體ニテ、富士山鳴、急ニ水押、田畑共平押、家居迄水入ハ相成、追々引水之様子ニ相成候處、猶又八時頃山上俄ニ致震動、暗夜ノ如ク相成、無程洪水燒砂押來、大石大木逆落ニ押出、御領私領入會ノ村々、且組合用水堰等并潤水川邊、水深サ一丈七八尺ヨリ貳丈餘押埋メ、田畑過半洲入、農家等モ水入ニ相成、川下江ハ人馬流死、毀類流レ出シ申候、田畑反別破損等、流死ノ人馬數等、難相分御座候、巨細ノ儀ハ、追テ取調可申上候、此段御届申上候、以上、

午四月十四日

水野出羽守

午四月廿一日附、甲府御代官柴田善之丞方到來書狀寫ノ略、追々御届差出候、當月八日大雨ニテ不ニ雪代押出シ、大木

天保五年

〔甲子夜話〕

大石等押出シ、三ヶ村程者皆潰家ニ相成、一抱モ可有之大木、根共ニ押流シ、四五尺角ノ大石ヲ押出シ、人力モ不及コトニ御座候、逆モ人力ニテ防モ出來不申、一統ニ逃避候間、怪我ハ無御座候、右村々麥作ハ少モ取入不申、其上秋作モ仕付出來不申候、百姓共今日ノ居所ニ困リ申候、右ノ外ニモ田畑へ土砂押入候分ハ、六七ヶ村モ御座候、○下駿州富士郡御領、私領村々之儀、去月八日明ケ方ヨリ大風雨、晝九時頃雪崩ノ體ニテ、富士山山鳴致シ候處、急ニ水押出シ、田畑共平押、家居迄モ危キ程ノ儀ニテ、追々引水ノ様子ニ候處、猶又八時頃、山上俄ニ震動致シ、暗夜ノ如ク相成、次第ニ鳴動致、家居戸障子迄響キ渡リ、恐怖罷在候處、無程洪水燒砂押來リ、大石大木逆落シ押出シ、田畑亡所不少、危難途ヲ失ヒ、谷間村々ハ、漸ク逃退相助リ候得共、私領村々之内ニハ、家居流失モ有之、麥作ハ一面押埋、村々深サ一丈ヨリ三四丈位ノ押埋所、田畑ニ數ヶ所出來、稀成大荒ニ御座候、尤富士山木立、上下三四ヶ所モ燒ケ、砂押出シ候様子ニテ、遠方迄モ相見候趣、支配村々ヨリ申出候、依之此段御届申上候、以上、

江川太郎左衛門

五九七

五九六

五月ノ中ハナリシ、濱町へ能ヲ觀ニ往タル棧鋪ニテ、召連シ女中、何レヨリカ聞ケン語ルニハ、富士ノ山積雪ノタメニ拆崩シ、形モ變リタリト、傍ニ梅塙キテ云ニハ、成ルホド斯ノ如ク、山腹崩下リテ、麓ノ田千石餘ノ處理モリタルガ、其土尙押出シテ、其末海中ニ一萬石餘ノ田畑ニモ成ルベキ地ヲ現シタリト、何ニスノ如クナルヤ、富士ノ變ハ違ヒアルマシ、是ヨリ近所ニイル御勘定中村某ニ問タレバ、富士崩ノサマハ、沼津領ノウチ七村、田家トモ埋モリ、人モ夥シク死亡セシト、ナホ委クハ後聞ヲ申スベシ、

又予ガ醫生ニ、參政小笠原相州ニ縁家アル者アリ、彼縁者云シトハ、富士ハ四月ノ末トカ、寶永山ノ側ノ方崩レ、縱六里餘、横ハ一里ノ内外ナルベシ、故ニ東海道原、吉原ノアタリヨリ望メバ、其崩崖ヨリ天ヲ見通ス所有リト、コノ變ニテ田地人里六七村ハ押潰シ、死者モ多カリシト、又新ニ流川二道ヲ生ジタリト云、

又平戸ノ庵人、近頃出府ス、因テ東道ハ何ニト問ヘバ、曰、沼津ノアタリナルガ、行道ノ側田中ニ水溢レタルト覺シク、土荒レテ平地トナリ、堤アルモ壞破、又石砂ノ出敷タルヲ取除ケ、或ハ地所ノ修造ナド爲ラ見タレドモ、是ト心ツカズシテ行過ギ、其後前驛ニテ聞ケバ、富士ノ方三里餘奥ヨリ出水シ

テ、田地等押流シタル杯聞シガ、委シクハ問ザリシ、又ハ地ヲ海中ニ押出セシト云コトハ見聞セズ、

當水野羽州ヨリ官呈ノ文、羽州ノ子ナリ、コノ文、下條内廻狀留所職ト全ク同ジ、故ニ略ス、

前ニ云醫生へ、參政の臣水谷某より文通の略、

將富士山拔出申儀にては可有御座候得共、私共方江はいまだ寫も參り不申候に付無御座候、右は去月八日の嵐之日、拔出申候よし、寶永山よりは、拔跡の方大き成よし承り申候、吉原宿の向のよし、裾野の内六里に十四里程の間、一圓に荒、大がいの川筋三筋出來候由、村數多相流候と申事に御座候、晴天にて快晴之日は、御當地よりも相見候由、屋代太郎様も御咄しのよし、旦那様にても咄御座候、水野出羽守殿領所杯も、餘程被押流候様、同藩之衆中噂も有之趣承り候、先承候處右之通に御座候、尤海邊筋江者、一向障り無之趣に御座候、御尋に付、承り候分申上候、左様御承知可被下候、右者風評のみに而、御届拜見と申儀も無御座候故、大小虛實之處者如何可有御座哉、尙承候儀も御座候はと可申上候、左様御承知可被下候、

五月十五日

又甲州より言來る書通、

富士山荒に付、甲州郡内領明見村、吉田村騒動一件、

當月八日四ツ時頃よりしんごうして、北口七八合目邊より吹出、大岩大木押流し、明見村人家七八十軒之處、不殘埋り候と申事に候、乍併書中の事故、人者多損じ候様子に而は無之、牛馬は皆埋り候由、右大荒故、沼津より甲府海道通行不相成、大廻り道いたし候と申事に候、因て魚附馬士共、甚難澁之様に申候、右大荒に付、石和宿御代官、郡内谷村御代官、立合見分之處、餘り大騒動之事故、早速伺に相成候と申事に御座候、

右四月十六日出、甲州方申來る旨、

甲州郡留郡内ノ中、下吉田ト云所ノ富農柏木峻助ナルモノ、文學ヲ好ミ、來テ朝川鼎ノ門ニ遊ブコト四年ニ過グ、然ルニ頃ロ郷ヨリ歸ヲ促ス、其言ニ云、

四月八日朝四ツ時頃、フト富士山上ヨリ雪水夥シク流レ來ル、然ドモ人家田地ニ障ル程ナラザレド、其日ノ空色南天暗黒ニシテ、必定異變有ベキ模様ニ察シケレバ、諸人相謀テ用心シ、若シモノコト有ラバ、向ノ山上ニ逃ルベシト云合セ居タルニ、果シテ九ツ時頃鳴動甚シク、山上ヨリ砂土大石ヲ雜へ崩來ル、因テ皆云合セタル如ク、ヤツヤク其身ハカリヲ脱

レ、彼山上ニ走登リタレバ、死人、怪我人等ハ無ケレドモ、彼地五箇村ノ田地、川筋トモ、砂石ニ埋ミ、深キハ一丈一二尺、淺キハ六尺餘ニ及ブト、是ニ就テ峻助モ五月二日、甲州へ還ルト、カノ峻助ガ所持ノ田地モ金高ニ當レバ、大抵千兩許ノ處、悉皆變土トナリ、十方ニ暮レタル體ナリト云、

(内廻狀留)

天保五年、

午四月廿四日、御用番水野越前守様江御届、

私領分駿州富士郡天間村之儀、當月八日明ケ方ヨリ大風雨強、晝九時雪崩ノ體ニテ、富士山鳴リ、急ニ水押し、田畑トモ平押、家居水入ニ相成、追々水引候様子相成候處、猶又八時頃山上俄ニ致震動、暗夜ノ如ク相成、無程洪水燒砂押來、大水大木、逆落押出シ候、御領私領入會ノ村々、且組合用水堰等、并潤水、深サ一丈八尺方式丈餘押埋メ、田畑過半洲入、農家等モ水入ニ相成、川下江者人馬流死、穀類流出申候、田畑反別破損、流死ノ人馬數等、難相分御座候、巨細之儀は、追テ取調可申上候、先此段御届申上候、以上、

午四月廿四日 水野出羽守

○コノ届書ハ、天保雜記十四日ニ作ル、前ニ出セリ、

同六年六月二十五日癸丑、江戸地震フ、

(武江年表)

天保六年六月廿五日、未刻地震、
同七年七月二十五日丙午、陸前國仙臺、地強ク震
ヒ、屋舎頽損セリ、

〔天保雜記〕
天保七年、

閏七月十四日着、常陸州鹿島到來之書狀、
扱昨今之珍說申上候、常州鹿島邊上津濱邊、濱之浪にて被
押寄、流寄る死多分、馬家之類、廿間許之根に付候木、料理
茶屋之道具類、寶筒、長持、衣類、車井戸つるへ、家財道具
種々、又は木像不動尊、并ラビンツル、其外沖には堂らしき
者詳説、不思議之事に被申候、内椀箱之毒様之者に、松島
小川屋と書有之候山、明荷名札付、仙臺家中名書有之、仙
臺大水津浪之様子に相見へ、所々之噂許申合候、餘り之變
事に御座候間、一寸爲御知申上候、

同月十五日着、江戸家中江國許仙臺之狀、

扱去月廿五日之大地震にて、御城下表數多破損、鹽浦は少
シ緩ク候得共、是以處々破損任候、今六日方七日迄之大風
雨にて、御城下大洪水、大橋、大工橋、淀橋、御坪定橋、廣瀬
川橋、其外橋々無殘流落仕候、水邊通、家流溺死候者數多
有之様子に相聞申候、何れ當年も作物之儀は確と相知不

申候得共、又以騒敷ことにも可相成哉と案居中候、當年も
變事のみ多事故、不安心之事共多有之候、洪水作事之儀、
委細は追使に可申入候、扱々取込、早々如此御座候、

閏七月九日

山本安達様

山本文恭

二白、五軒茶屋百五十軒相流申候、赤壁と申茶屋、庭に
有之植樹木江相登申候、木拔候而三四十人溺死仕候と相
聞申候、

或云、津輕領之内四十軒之田地流溢水入、荒地ニ成、六月末
方極冷氣ニテ作物不實、佐竹領依之歸國候處、家老一人ノミ
罷出、悉病氣ト稱不出之由、去々年來借財凡相嵩百廿萬兩、
當年ハ上下之手當、一切無之由、

羽州村山郡一圓、俄ニ熱暑故、蟲附之御届、御勘定所へ出、
奥、羽、越、悉大水之御届、數多有之、中國、西國、同斷、

〔根室一等測候所報告〕

天保六未ノ年八月、海嘯アリ、各所ノ漁舎ヲ流シ、花咲尤モ
強ク、同所ニ居住スル蝦夷人小屋五十餘戸、漁舎倉庫共悉ク
流失シ、爲メニ蝦夷人ヲシテ山越セシメ、現今ノ「ホニライ」
ニ轉住セシ由ナリ、

○本書ノ八月ハ七月ノ誤傳ニ非ザルカ、而シテコノ海嘯ハ、地震ノ爲ニ起リ
タルモ知ルベカラザレド、明文ナクシテ、姑ク疑フ缺ケリ、

同八年十二月九日壬子、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保八年十二月九日、夕八時過、地震、

同九年八月二十五日甲午、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保九年八月廿五日、大風雨、地震、

同十年三月十八日甲寅、釧路國地強ク震ヒ、國泰
寺ノ石燈籠倒レ、及ビ屏障等ヲ破レリ、

〔釧路郡役所報告〕

天保十年三月十八日、午後二時大地震アリ、國泰寺門前ニ設
置ケル石燈籠倒シ、戸障子等破損セリト云フ、

同十二年、駿河國地強ク震ヒ、久能山東照宮毀損
セリ、

〔本丸廻狀留〕

天保十二年四月十六日、

金三枚

御使番 松平小豊次○乘

右駿州久能、就地震爲見分相越、罷歸候付被下之旨、於御
右筆部屋縁類、掃部頭殿、御老中列席、越前守殿被仰渡之、
若年寄兼侍座、

天保八年、九年、十年、十二年

○地震ノ月日ハ、未ダ見ル所ナシ、猶、測フヘシ、

〔天保年表〕

天保十三年、

二月十四日、

御目付

岩瀬 内記

御使番

山口勘兵衛

駿州久能御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復御用被仰付之、

右於芙蓉之間、老中列席、大炊頭申渡之、若年寄中侍座、

廿二日、

金三枚

御勘定組頭

時服三

都筑金三郎

金二枚

御勘定吟味方改役出役

時服二

吉田條太郎

同

御勘定

同

渡邊 石耶

同

御大工頭

金三枚

村上與五郎

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復爲御用罷歸候ニ付、被
下之、

右於御右筆部屋縁類、越前守申渡之、

同

御作事下奉行

金貳枚

今井右左衛門

同

安四久次郎

同

同斷ニ付、被下候、

右於御右筆部屋縁類、越前守申渡之、

御老中渡寄付、

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

寅二月十四日、越前守殿以村岡彌御渡候御付、

寺社奉行

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所之御修復之儀、先達テ德音院申立候付、此度御修復御出候、此段上野執當正可被達候、

十五日、越前守殿、江直御渡候御付書、

寺社奉行

駿州久能山御宮、其外御修復之儀、外御場所ニ候得者、不被及御沙汰御時節ニ候得共、御場所之儀ニ付、御宮内ハ御損之箇所ニ、御手廻ニ御修復、諸堂社其外ハ檢形等モ可成丈其儀置候所ニ御取替之儀ニ付、神屋御道具類之儀者、御修復間モ無之事故、是迄之例格ニ不拘、御崇敬筋ニ不拘程之御損、古等之分ハ、御修復ニ不及御用之儀、佛像佛具裝束類、其外トモ是又其儀御手入無之儀、可成丈品數相減候儀御辨致シ御修復可申立旨、且諸堂社之儀、此度ハ外遷座所不取立、奥院外遷座所之振合ヲ以、諸堂之内、一二ヶ所正移替候儀相心得、委細御修復掛リヨリ可申候候間、諸事先格ニ不泥、茲支無之儀可取計旨、德音院正可被申渡候、

寺社奉行

駿州久能山御宮諸堂社、一之御門、并八ヶ院、其外地震損之箇所、御修復御付候、御寶塔之儀ハ、御内外廻リ并内之方御石柵トモ、御取替は無之番候、且御別當所之儀ハ、此度見分爲致候儀、左迄之地置損ニモ無之、勿論無損箇所モ有之趣ニ付、此度限爲御手當銀百五十枚被下候間、右ヲ以御神殿向、其外願箇所ニ勘辨致シ、自分ニテ取替候儀、德音院正可被申渡候、被下銀兩取方之儀ハ、御勘定奉行可被候儀、尤御假殿其外御假物之儀ハ、可成丈坪數相減、木品位下ケ致シ、八ヶ院之儀モ、是又同様相心得、御テ御不益之儀無之儀可取計旨、御作事奉行へ相達候間、其段御別當正可被申渡候、委細之儀ハ、御修復掛リ可被候儀、

三月十五日、

御勝手々、

駿府久能御宮、其外御修復御用罷越候、御目付

金五枚

御目付

時服二羽織

岩瀬 内記

御使番

山口勘兵衛

御老中渡書付留、

寅三月十五日、越前守殿、伊賀殿正直御渡候御付書、

寺社奉行

駿州久能山御宮御修復ニ付、御新初、

三月廿八日

四月朔日

右之内吉辰、准后ヨリ被仰上候儀、上野執當正可被達候、

三月

廿六日、

御目付

岩瀬内記代

中川勘三郎

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復御用御付候、右於芙蓉之間、御老中列座、越前守中渡之、若年寄中侍殿、

御老中渡書付留、

寅三月廿七日、越前守殿、日向殿正直御渡候御付書、

寺社奉行

駿州久能山御宮外遷宮、四月廿五日、同廿六日頃之内、日限御搬准后ヨリ被仰上候儀、上野執當正可被達候、

寅四月三日、越前守殿、伊賀殿正直御渡候御付書、

寺社奉行

震ヒ、海嘯暴溢シテ被害多シ、

〔國泰寺日鑑〕

○寺ハ、北海道釧路國釧路郡厚岸町ニアリ、

天保十四年三月廿六日、前代未聞之大地震、津波、左に、

一曉六ツ時地震、如例相心得、然處追々募、依之拙内庭へ飛出し、餘は裏口方逃出す、暫時にして雨戸障子倒散、鶏杯も巢より落、些子辭に相成、通辭帳役番兩三人見舞來る、

□□□詰所坏は皆無震破し候と申歸る、夫方所々見分之所、八幡社四五人程も伊座利、床落ち、門外石燈籠、石佛

等、皆々倒散、本堂前より庭、所々四五寸位地、われ、一同感心致居候所へ、會所方番兩三人奔走にて、津浪之由申來る、

於門外に承知、仍て會所之邊一望之處、必大海と相見江驚入り、俄に寺へ掛附、其所へ支配人帳役入來、御大切成御

荷物、皆々山へ御出し可有之旨申歸る、和夷澤山遣し吳、早々取調、諸道具類、大長持兩掛等江相詰め、山へ持參、本尊

佛舍利諸佛は、場所鎮社龜田宮へ安置、拙守護詰合、其傍社へ諸荷物守護、所々一見之所向岸に番家夷家、一軒不殘流

失、仍て多分流死も有之由噂申居り候、四ツ頃迄に大浪兩度、大地震五六度、社之内危く、今に震倒れ候位候處へ、二三

役之物婆羅山下兩所大邊海中へ崩出右之咄、□□□□□□

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

駿州久能山御宮外遷宮、

四月廿六日酉刻、

右准后思召之通被仰出候間、其段上野執當正可被達候、

四月三日、

高家

織田淡路守

島山長門守

久能御宮外遷宮ニ付御名代、

右被仰付旨、於芙蓉之間、老中列座、信濃守中渡之、

御老中渡書付留、

寅四月八日、越前守殿、伊賀殿正直御渡候御付書、

寺社奉行

久能山御宮御鳥居之儀ハ、神形ニテ、大切ノ御品柄ニ付、打碎候古銅ニテ鑄直候儀ハ、准后御氣障之旨被仰立候間、新銅ヲ以御鑄立ニ相成候、此段上野執當正可被達候、尤右之趣、德音院正可被申渡候、

十七日、

御座之間、

久能宮外遷宮ニ付、

御名代

高家

織田淡路守

金五枚

時服二

右、就御暇、御目見、

但拜領物ハ、於羽日ノ間、老中出席、取裁之、

同十四年二月九日壬午、江戸地震ヲ、

〔武江年表〕

天保十四年二月九日、地震、用水桶の水こぼるゝ程ナ

三月二十六日壬戌、釧路、根室、渡島諸國、地大ニ

震災豫防會報告第四十六號

甲

八ツ頃迄右之次第に候へば所替へ、尙又夜分も凌兼候趣相咄し、九ツ頃方風起り、會所詰所家根杯飛散候事、副々如雪、前廣之時刻に相成候共同斷、仍て寺後之山見分致、地所宜敷所見定して、疊等爲持手配致置、夫方書役へ相達し置候所替場へ、風よけ幕を張り候所詰合中同所にて幕張、賊に如陣場ジヤ、諸佛安置守護、假家寺之分二軒、手配方帳役良役と詰合中、假家二軒諸荷物所替へ、大混雜中へ、山田雇船順風にて入津、海中は格別之事無之やと、一同感心し、出掛番人二十程乘込、俄に人數増に相成、大に手配行届き候、七ツ頃方追々平穩に相成、些子安心、於假家一同爲穩祈念、夜入寺、詰合にて高張二對、守夜之番人、要領堅固し、夜中山鳴り餘程暮り、九ツ半時、八ツ半頃、七ツ頃、右三度大地震、實に心配、筆紙に難盡云々、

一廿七日晴天、風波靜、曉六ツ時方下刻迄に地震三度、辰之上刻、理趣方一座祈念、然所書役衛士、今日は大に穩に申見舞與、拙も續て右之伺申入候事、文太郎來訪、昨夜中、通辭時々伺與候儀禮申遣す、四ツ頃通辭與八來て曰、書後方御寺へ御下り有之候共、都合宜敷と申述、仍て番二三人相頼、本堂勝手邊掃除了て諸佛相移し、其後番三十人位來り、諸荷物相下げ候、右に候得共晝夜地震不歇、仍て長持

兩掛等江合羽を掛け、早速持出すに宜敷様支度致置、少も安心無之候、詰合中居所無之、會所之方水入り安、仍て本堂西之間拜借申出に付承知、早速諸荷持來、夫より書役初め一同禮謝申來る、尙通行家に安着之趣咄し、此夜暫時も地震不歇、仍て佛舍利記錄諸荷物、拙守護於枕前平臥、夜番五六人中附置候事、

一廿八日晴平穩、——向岸シ夷人男女三十四人流死と申事、下口所ボットにて十一人、兩所にて四十五人餘と申事、

一廿九日晴、晦日曇天、

一四月朔日晴、二日、三日、四日晴、風波平穩、五日、六日晴、七日朝雨、此日方障子張替へ初じ、八日如前日、九日無事、地震不歇、此夜方夜番見合せ候事、

此度之大地震にて、本堂白壁所々張附に至迄、大破に相成り、

一雨障子、廿一本、

一大門扉柱共左右板塀三十一間、

右何卒最初之通、總修覆御願申上候、

一五月十三日、大地震津波之見分、目附役氏家圓右衛門、上下七人に而向岸陸地に着、

○本書ハ、理學博士大森房吉、出張先ニテ急遽寫サレシ手帳ヲ轉寫シタルナレバ、抄略ノトコロアリ、ソハ他日、原書ヲ得ルヲ待テ補正スベシ、

震災豫防會報告第四十六號

甲

〔根室一等測候所報告〕

「ホロモシリ」村土人、天保二年生、山本小七ナルモノニ依リ、之ヲ質シニ、同人折節野付ニ居リ、凡ソ十才位ノトキ、春大地震アリ、天保十四年三月廿日、前代未聞ノ地震津波アリト、而モ曉四時頃ヨリ俄然雷鳴スルガ如キ響聲ヲ聞クヤ、暫クニシテ震動シ、漸々激烈ヲ逞シ、地列ニ水湧出シ、時ノ鳥類搖リ落サレ、疎製ナル人家サイ倒スルガ如ク、人足モ亦歩スル能ハザル程ナリシガ、稍々沈靜ニ趣ムカントスルヤ、津波里外ノ沖合ニ屹然、高山雪ヲ頂キシ者ノ如キ有様ニテ動搖シ、岸ニ向テ來ルアリト雖モ、數十町沖合ノ瀬戸ニ障ラレ、此所ニ至リ、波勢挫ケテ二トナリ、大ハ目梨ニ趣キ、小ハ野付ニ至リシモ、幸ニ只々餘波増水ノミニテ、別ニ差シタル變遷ヲ見ザリシト云フ、然ルニ唐太村ニ於テハ、地列湧水シ、沼トナリシモノ一二ヶ所アリテ、今ニ其形ヲ存ジ、幅三四間、長二三十間ノモノアリテ、暑氣沼水旱魃シト云フ、

又同人幼少ノトキ、父母ヨリ古人ノ云ヘ傳ヘナリト云フヲ聞クニ、根室ヲ去ル二里餘ニ、字「ヒュンコニタイ」内唐太川口ニ横ハル一小島ハ、現今漁場ニシテ、海濱ヨリ遠ク沖合ニ淺ク、陸地ハ稍々高クシテ、樹木繁茂シ、直徑尺餘ノ蝦夷松、殆ンド二百年位モ經過セル如キ者ノ多クアリテ、船材ヲ伐

採スル地ナリシガ、大古ハ「ホツキ」貝類ヲ掘リシ所ナル由、是レ則チ震害ノ結果ナラン、

又一昨年ノ事ナリシガ、字走古丹根室ヲ距ハ砂濱ニシテ、陸地モ亦々平坦ナリ、而シテ海岸ヲ去ル七十間餘ノ地ニ漁舍アリ、此處ニ井戸ヲ掘リシニ、一丈五尺許リニ至ルヤ、砂石海草貝殼類、及花珊瑚様ノ者掘リ出シタル由、是等ハ昔テ腐敗ヲ見ズシテ、通常海岸ニ打揚グラレテ五六日ヲ經過シタル者ノ如クナリト、案ズルニ、地方野付ニ至ル間、二十里餘ノ海岸ニ、凸凹極リナク、土地ノ形勢ヲ見ルニ、孰レトモ震害ノ爲メ變遷セル者ノ如シ、

〔龜田郡役所報告〕

海嘯ニ付、古老ノ口碑ニ傳フルモノハ、渡島國龜田郡沿岸ニ於テ、天保十四年三月廿六日未明ヨリ地震アリ、廿七日ニ至リ海嘯アリシモ、人畜及家屋ニ損害ナク、從テ地形等ニ變遷ヲ及ボサズト云フ、

〔釧路郡役所報告〕

天保十四年十二月十二月ハ三廿六日、午前六時大地震アリ、戸障子小屋等倒散、所々地ノ裂クルコト五六寸、續テ海水漲溢シ、眞龍村、及厚岸市街其頃厚岸市街ハ一面ノ海トナリ、老若男女相扶ケテ、盤螺山、ヲフナイ山等ノ高地ニ難ヲ避ケ、

IF B-74

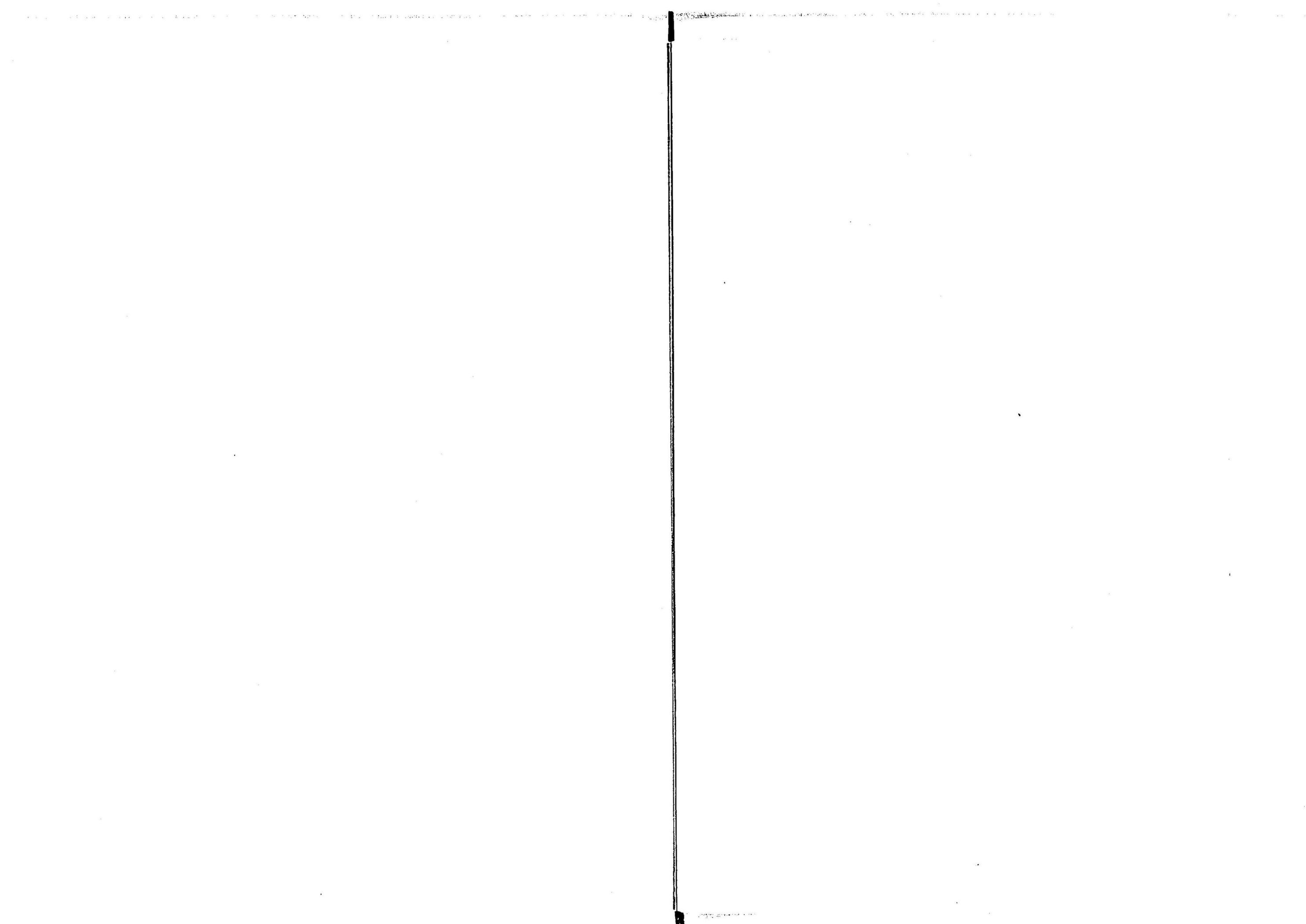
甲 震災豫防調査報告第六十四號

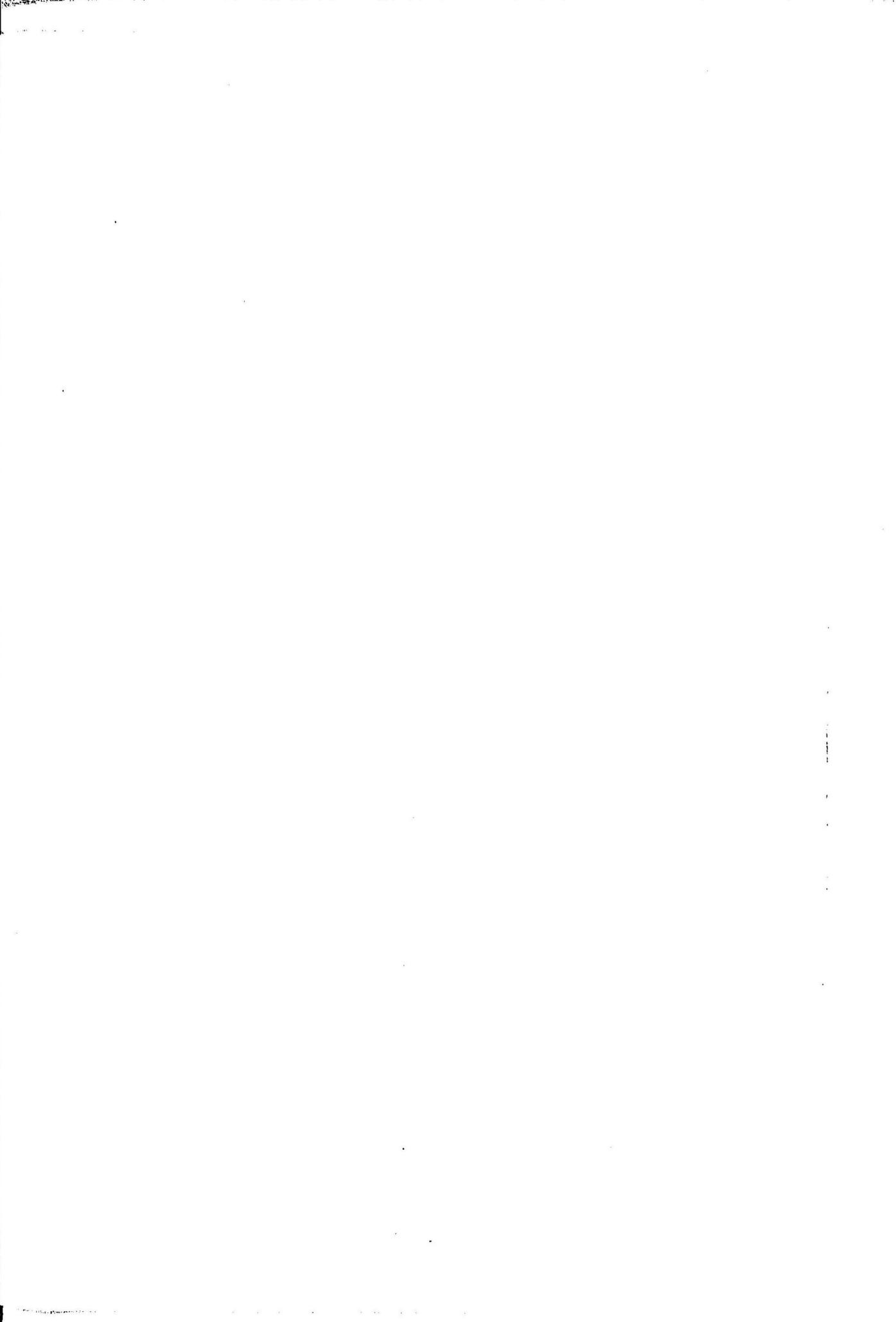
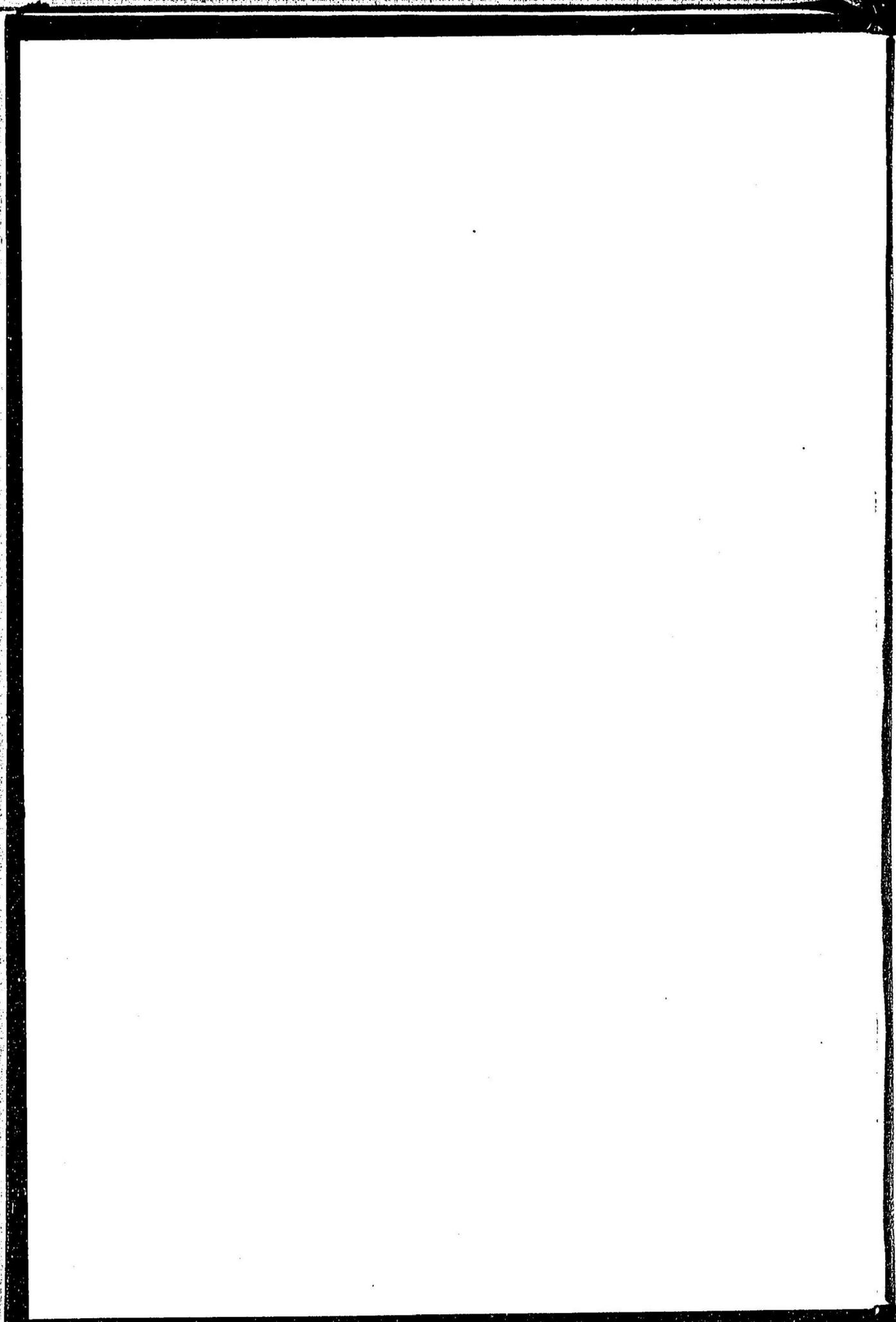
天保十四年

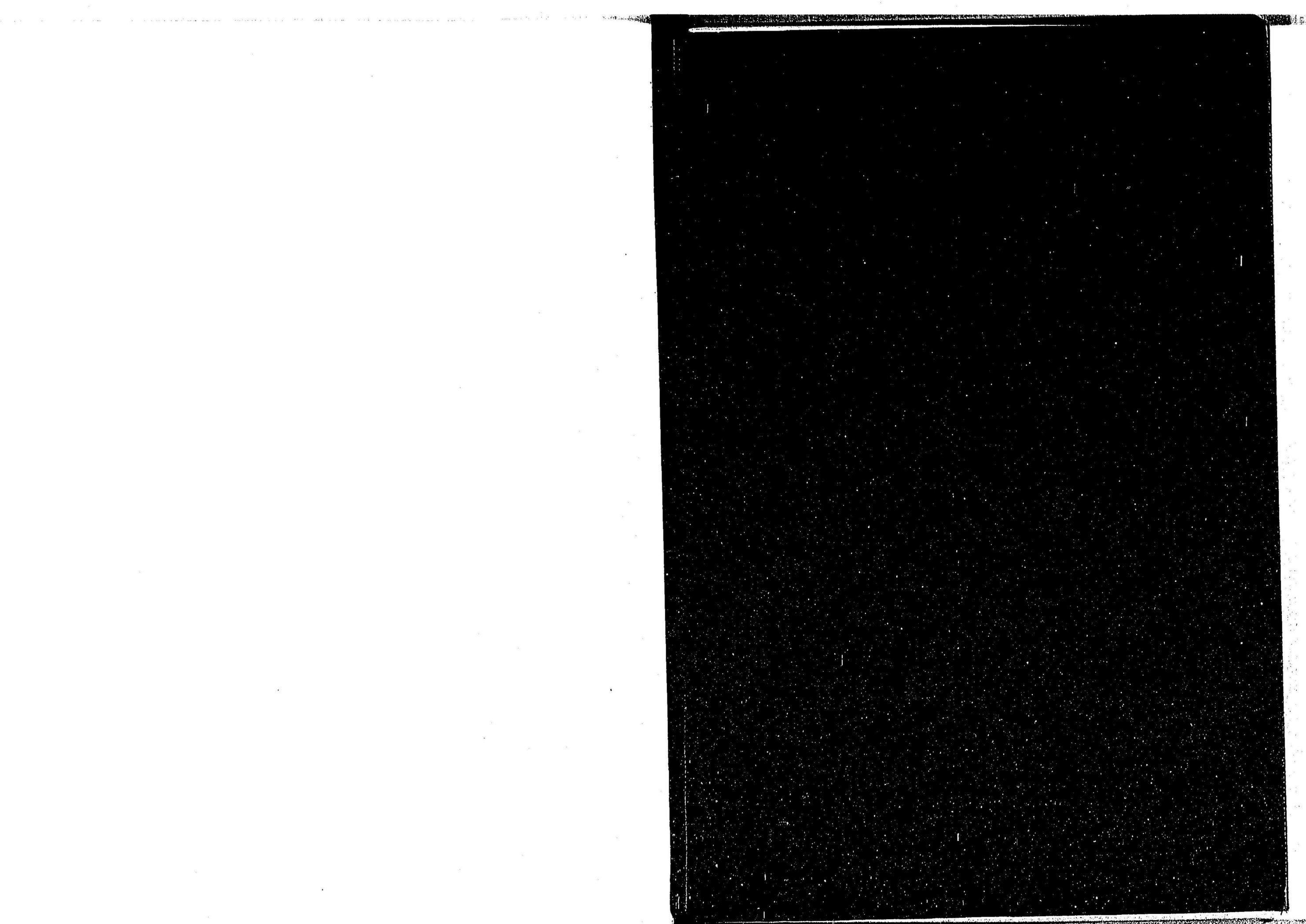
溺死者男女四十五名、(或人トアリ、即チ)ニ及ビ、同十時マデ海
 水ノ漲溢セシコト二度、地震六度、近山鳴動セリ、盤螺山半
 腹崩レ、海中へ突出スルコト十五間餘、ニケ所ニシテ、此海
 嘯ハ平水ヨリ一丈五尺餘ノ水量ヲ増シ、土人ノ家屋孰レモ
 流亡シ、畜類ノ死傷其數算ナシ、同十二時ヨリ颶風起リ、國
 泰寺及會所ノ屋ヲ吹き飛ばシ、翌廿七日ニ至リ、風波風ギ静
 マリ、午前六時ヨリ八時迄、強震三回、翌二十八日午前七時
 迄、微動數回アリテ鎮靜セリ、

大日本地震史料 卷之十一 終

六〇六









056520-001-1

453.2-Si498d

大日本地震史料

震災予防調査会／編

上

M37

CAM-0062



